

衆議院 農林水産委員会 會議録 第三号

平成四年二月二十七日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 高村 正彦君

理事 岩村卯一郎君

理事 杉浦 正健君

理事 築瀬 進君

理事 前島 秀行君

理事 赤城 徳彦君

理事 上草 義輝君

理事 金子原二郎君

理事 鈴木 俊一君

理事 鳩山由紀夫君

理事 星野 行男君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 宮里 松正君

理事 有川 清次君

理事 志賀 一夫君

理事 竹内 猛君

理事 鉢呂 吉雄君

理事 目黒吉之助君

理事 藤田 スミ君

出席國務大臣

農林水産大臣 田名部匡省君

出席政府委員

農林水産大臣官房長 馬場久萬男君

農林水産省經濟局長 川合 淳二君

農林水産省構造改善局長 海野 研一君

農林水産省農蚕園芸局長 上野 博史君

農林水産省畜産局長 赤保谷明正君

農林水産省食品流通局長 武智 敏夫君

委員外の出席者

食糧庁長官 京谷 昭夫君

林野庁長官 小澤 普照君

大蔵省主税局税制第三課長 窪野 鎮治君

建設省都市局都市計画課長 林 桂一君

農林水産委員会調査室長 黒木 敏郎君

二月二十七日

米の市場開放阻止に関する請願(松岡利勝君紹介)(第一六六号)

同(村井仁君紹介)(第二二三号)

同(堀込征雄君紹介)(第二九二号)

米市場開放阻止等に関する請願(平沼赳夫君紹介)(第二二三号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

農林水産業の振興に関する件(農林水産業の基本施策)

○高村委員長 これより會議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

農林水産業の基本施策について質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐々木秀典君。

○佐々木委員 私は冒頭、昨日ガットに関連して関係閣僚の協議が行われたようですが、これにつ

いて大臣にお尋ねをしたいと思います。

報道によりますと、昨日、二十六日の夕方、官

澤總理大臣が官邸に渡辺副總理・外務大臣、それ

から田名部農林大臣をお呼びになって、このガッ

トの問題について、特に米の扱いについて協議を

した、こういう報道がなされております。これは、

来る三月一日がいわゆる国別リスト、これの提出

の一つの期限になっているというか、そういうこ

とを意識してのことだったろうと思われま

報道によりますと、例外なき関税化は受け入れ

られないという従来の政府の方針が改めて確

認されたんだ、国別表のうち、米の関税率に関

する部分については記入しないことを決定した、政

府は他の品目を含めた国別表を早急に完成させ

て、来週中に提出する運びだということに書かれ

ております。そして、いろいろこれをめぐむ情

勢、アメリカあるいはECの動きなどについても、

当然のことながら情報の交換も行われたのではな

かるうかと思うのですけれども、これに参加をさ

れた田名部大臣から直接に、このきのうの協議の

内容はどうであったのか、この新聞報道は間違

いのか、これをひとつ確認をさせていただき

したいと思います。

○田名部國務大臣 お答え申し上げます。

今お話しのとおり、總理と官房長官、副長官、

外務大臣、私と、最終的に最大の関心事である米

はどうするかということに會議が持たれたわけで

ありますが、私から、従来の基本方針どおり、ぜ

い数字を書き込まないということをお願いいた

したいということをお願い申し上げまして、それにつ

いて、その方針でいくということが確認されたわけ

であります。

なお、きのうは米だけが問題になりました、あ

の場でこまごま個々のことまで一々やるということ

は、米をどうするかということで政府の方針を明

確にしておこうということになりました。

あとの品目については、私を中心に、具体的な

数字やいろいろありますので、提出期限までに調

整をしていくということにいたしましたわけであり

ます。

○佐々木委員 きのうのこの會議には、かねて部

分開放やむを得ないのではないかとというような発

言をされたということで、私も大変懸念をして

おりました渡辺外務大臣も参加をされておられる

わけですけれども、この基本的な方向の確認につ

いて、渡辺外務大臣から何か特別の御発言など

があったのかどうかをこれまで確認させていただ

きたいことと、それからもう一つは、米が主要な

議題であった、ほかの品目についてのお話し合い

はなかったかということに今承りましたけれども、

そうすると、他の品目についての扱い、これ

をどうするかということとは、主管である大臣、田

名部農林水産大臣及び農林水産省に任せるとい

うようなことが、總理あるいは外務大臣から了承

の御発言があったのかどうか、この点もひとつお聞

かせをいただきたいというふうに思います。

○田名部國務大臣 外務大臣からも、反対とかそ

ういう話は全くありませんで、了承するというこ

とで終わりました。

それから、他の品目は、農産物だけではありません

ので、それぞれ通産、各省にまたがっております

から、それはそこでやりなすということ

になります、私の方には、例えば国内支持につ

いては主要な農産物に関してAMS、これは非常

に計算が難しいのでありますけれども、そういう

保護あるいは支持の削減、国境措置については、

基礎的食料品である米やあるいは十一・二項(c)品

目の関税化は提示しないけれども、十一・二項(c)品

目の関税化は提示しないけれども、十一・二項(c)品

目の関税化は提示しないけれども、十一・二項(c)品

関税についてはある程度具体的な削減を提示する、それではどのぐらいになるか、こういうものはいろいろあります。それについては担当の大臣それぞれでやる、こういうことになりました。

○佐々木委員 そうすると、他の品目の扱いについては、まだリストにどういうように記載するかという点については固まっていなくて、こういうようにお伺いをしていいわけですね。

ただ、期限が差し迫っておりますね。そこで、一つは、三月一日にこれを出されるのかどうか。

それから、他の品目、特に、私など北海道の出身なものですから、でん粉とか乳製品、これはかねてパネルでクロ裁定を受けているだけに、これについては今度はどういうことになるのかということを生産者の皆さんは大変心配している、豆もあるんですけれどもね。従来お伺いしておりましたら、これらについても従来の方針を変更しないで堅持していくんだということをお聞きしているわけですが、しかし、こういう最終段階にきて、これらの方針に変更があるのかないのか。

あるいは、このリストの提出の期限と申しますか時期、これらについてはほかの国とのかみ合いもあると思いますけれども、どんなふうにかみ合っておるか。場合によりましたらこれは事務方の方でも結構ですけれども、大臣よろしいですか。

○田名部国務大臣 十一項二項については、記載をいたしません。

細部にいうことは、例えばその他のシロになつていてある部分があります。そういったものをどうするか。雑豆とかピーナツとかいろいろあるもので、それはシロということになって、そういうものをどういうように扱うか、いろいろこまかい部分であるわけです。基本的なところは変わっていませんが、そういうところの問題や、あるいは従来から日本と一緒に、とにかく十一項二項はカナダあるいはスイス、そうした国々と一緒に行動してきたということもありますので、よくよく確認をしながら、どういう方法でやるか、そういう問題が残されておりますので、提出期

限については一日ということになっておりますけれども、一応よく相談をして、どういう方法でいくかということになりますから、まあ一日の遅なるべく早い時期に、もう基本が決まったんですから、別にほかの国の顔色を見ようということでもないので、それ以外の、しかし、アメリカもECも今後どういうことになるかということもこれはまた関心のあることですから、その辺の状況を見ながら、なるべく早い時期に提出をしたい、こう考えております。

○佐々木委員 いろいろ難しい問題があるうかと思われましますけれども、しかし、従来から大臣も、それから農林水産省の皆さんも大変に御努力をされて、日本の立場というのもよその国々に御理解をいただくための御努力、総体的な御努力は、あるいは個別の御努力もなさってきたことは私も多少とも敬意を表するところでございますけれども、きょうも大臣の委員会でもお述べになつておられたけれども、まさにこのことに当たるチームの総監督であるわけですから、自信をお持ちになつてぜひ頑張つていただきたいものだ。

新聞の一部報道によりますと、今のところアメリカもそれからECもこのダンケル案に対しては賛成しているというわけではない。また、その間の合意というのもできておらない。しかし、最終段階にきてこれが急速にまた展開をして、アメリカ、EC間の歩み寄りなどということがあるやもしれない。その場合のことでも農水省の中では憂える向きがあつて、そのときには態度の急変を迫られるかもしれないというような憶測記事を書く向きもありましますけれども、そういうことに右顧左顧張つていただきたい、私どもも十分応援させていたいただきますので、その点を申し上げてこの質問を終わらせていただきますと思います。

経済局長、何かつけ加えることがありますか。いいですか。

○川合政府委員 大臣の御発言で尽きているわけでございますが、大臣からもお話がございました

ように、昨日の会議を踏まえまして、私ども、基本的食糧、それから第十一項二項の品目につきましては従来の基本方針に基づいて対応していくということでございます。

この国別約束表は非常に大部でございますので、いろいろ詳細な記載事項がございますので、そうした点につきまして今の基本方針に基づきまして私も作業に入ることでございます。

○佐々木委員 はい、ありがとうございます。

じゃ次の質問に移させていただきますが、昨年の暮れに農林水産省はいわゆる転作の緩和の処置を出されたわけですね。これについては昨日藤原委員からも御質問があつたわけですが、例えば二月二十五日の日本農業新聞などでは、この目標として減反緩和と十三万ヘクタールとなつてのだけれども、これはなかなか難しいのじゃないか。十一万ヘクタール前後しかかないのではないか。その要因としては、農水省の方でこの処置が一年限り、緊急の当面の処置だということなことを言っている。これが明年度あるいは再来年度というように続いていくのであれば別だけれども、一年限りということについては大変な生産者には不安感があるのではないかということなことが言われております。

そしてまた、私も、これが打ち出されましてから私の地元生産者あるいは市町村それから農協の関係者の方々なども実情をお聞かせいただいたりお話をしてみたいのですけれども、稲作農家の皆さんとしてはずっと今まで減反減反をやつて続いできた、それが昨年の作況が悪かった、あるいは災害があつたなどということから、お米の在庫も少なくなつていっているようなことで、この減反率というものが緩和をされた。そのためにも多くなることであるという点に対しては、一定の賛意を表したりあるいは喜びを感じている向きもあるわけですが、ただこれが打ち出されたのは何と云つても去年の暮れなわけでありましますから、今年の春からを考えると非常に手間がかかるし、また正直金もかかる。そしてまた、

この転作していた畑を今度は田に還元しなければならぬ。この復田のための費用あるいは手間というのは大変なことだということなこともあって、果たしてこれだけの目標面積を達成できるのか。北海道の場合には一万八千四百ヘクタールなんですけれども、それぞれにさまざまな御苦労を述べておられるわけですが、きのうもお話があつたと思うのですが、この目標達成の見通しがあるのか。現在はどのぐらいまで達成しているのか。今私が申し上げましたようなことなどを含めて、この目標達成についてのネックになるような事項として考えられるようなことはどんなところがあるのか、生産者の反応などもお聞きをしたいと思いますので、その反応あるいはそれに対する協力の度合いなど、こういうことについて具体的にひとつお話をいただければと思います。

○上野政府委員 この転作等目標面積の緩和は、委員御指摘のとおり、昨年の米の不作のために、米の安定的な供給に必要な最低限の在庫を確保する、そういう必要性に迫られて、昨年の作柄がはつきりした段階でとられたわけでございます。いわば臨時応急的な措置だということでございます。

したがいまして、今お話がございましたように、その配分面積の地元までの配分あるいは農家への配分、こういうことにつきまして大変皆様方に御苦労をおかけしているということは事実でございます。その状況でございますけれども、北海道のように植えつけの早い地域におきましては、大体農家の段階の調整も終わりの段階に近づいているのではないかと云うふうに考えておりますが、南の方の植えつけの遅い地域につきましては、まだ十分な農家の間の調整等が行われていないという状況でございます。全体としてのこの転作緩和の農家の段階の受け入れの状況を数字として確定をできるような状況にはないということは御理解をいただきたいと思います。

しかし、そういう農家の段階への配分の作業を通じまして、農協なり市町村なりを通じました状

況というものは上がってまいっているわけでございまして、その一般的な事情に関する情報によりまして、水稲の種子の確保の状況なども勘案をすわけでございますが、保全管理であるとか地力増進作物であるとかあるいは青刈り稲といったような対応を行われていた水田については、比較的容易に水稲作の復元が図られる可能性があるという状況でございますが、一方で野菜のような、転作が団地を構成してしつかり行われているというようなところ、あるいは逆に中山間地域のように条件が悪いところで担い手が十分でないというような地域、こういうところでは復元がかなり難しいという条件があるというような情報が上がってまいっているわけでございます。

お米の安定供給のために何としても十三万ヘクタールの稲作の復元を図らなければならないというものが我々の考え方でございまして、県や食糧事務所の職員あるいは市町村、農協という関係者が一致団結してこういう十三万ヘクタールの水稲作の復元というのできるように、今最大限の努力をしている状況でございます。

こういう農家の段階への配分の作業が行き渡りまして、受け入れられる数量というのがはつきりしてまいりまして、地域間の調整というのがその必要になるだろうというふうに我々考えておりまして、まず市町村段階、それからさらに過不足がある場合には都道府県段階におきましても調整を行って、十三万ヘクタールの達成ができるように最大限の努力をいたしてまいりたい、かように考えている次第でございます。

○佐々木委員 何といっても今回の処置というのは緊急な処置であるわけですね。それに伴って緊急整備事業というものも考えられている。時間があきまじから、その内容については余り深くお聞きをすることは避けたいと思います。私どもも資料をもらっております。

ただ、端的に言うと、その事業内容というのは、今お話のあったような対象の土地に關しての復田のための排水の施設とかかんがいの施設、ある

いは整地だとか区画整理、こういう面的な整備、水田としてすぐに役立たせるためのそういう事業、これについては一定の条件のもとに一定の助成をする、こういうことになっておるようですね。けれども、現地をお伺いしてみますと、やはりなかなか大変なようですね、今でも。

特に北海道の場合には、三月いっぱいには雪ですから、この復田の作業あるいは工事を始めるのはやはり雪が解けてということにならないとできないわけで、それで田植えは、例えば去年なんかは、私どもの上川地方ですと五月の中頃ぐらいなんです。そうすると、やはりしつかりした水田に修復するのは五月までにやらなければならぬけれども、雪が解けてからということになると、工事期間も短いわけだし、一斉にこれをやらなければならぬということになりますから、業者との関係もあって、段取りがきちんとできないと恐らく混乱も出てくるのじゃないかという心配が非常にあるのですね。そんなこともあって、この目標の達成ということにみんな協力しながらも大変に苦労しているという状況があるわけです。

加えて、これは後に大臣にお尋ねしたいと思うのですが、これに後年度限りの措置なのかどうかというような問題、それからまた、今回は緊急措置なんだから、これはやはりお願いをするわけですね、国としては、そうすると、やはりお願いされる側の意向というものを尊重し、それに合うようないろいろな対策あるいは助成というものも考えていただかなければいけないのではないかと、このように思っています。一つの問題として、今も転作団地の話がありましたけれども、今度の緊急措置のためにその団地の形成が崩れるというようなこともある。そうすると奨励金なんかも、それによって今まで入っていたものが入ってこなくなるというような心配もある。これについては、緊急措置だということ、転作奨励金などを何とか維持してもらえないか、あるいは転作営農基準などについては緩和してもらえないだろうか、こ

ういう要望もあるのですけれども、こうしたことについては特別の配慮というのはできないものですね。

○上野政府委員 まず条件整備の、水田農業確立対策推進事業の緊急整備事業の関係のお話についてお答えを申し上げますと、委員御指摘のとおり、この上の植えつけの時期までといえますと、予算がいつ上がるかというのが一つの大きなポイントだろうと思っておりますが、これが通りました後早速に執行してまいらなければならぬ、しかしその期間には非常に短いという御指摘のとおりでございます。我々としては既に今の段階から、今おっしゃったような条件の厳しい北海道あたりに前広に準備を進めさせていただいておりまして、予算の執行に支障が生じないように、あるいは必要な条件整備が十分行われるように、これは十分な配慮をまいりたいというふうに考えております。

それから、二番目の団地加算の要件の緩和の問題につきましては、事情は、おっしゃられることはよくわかるのでございますが、一方で、この水田農業確立対策という転作対策の本質的な要請から申しますと、団地化の転作というのは非常に本命でございます。大事なものである。我々としては、ここでそういう団地加算の対象になるようなものを大いにつくり育ててまいらなければならぬというところで、そういう一定の考え方のもとに基準を置いて加算をつけておるわけでございまして、これを崩すことについてはやはり非常にぐあい悪いのではないかと、このように考えているというところでございます。

地元でいろいろな工夫をしていただきまして、その要件を壊すようなことがないようにできるだけの調整をしていただきたい。我々としては最大限、市町村間あるいは都道府県間の緩和数量のやりとり、地域間調整によりまして、稲作をやることとの意欲のあるところに、そういう条件のあるところに引き受けていただくということを努めてま

いりたい、かように考えている次第でございます。

○佐々木委員 時間の関係がありますので、余りこれ以上突っ込むことはやめたいと思いますけれども、ただ、何にしても、言ってみれば生産者にとっては腹に水のような緊急措置であったわけ、国の方からお願いをしているということ、十分わきまをいただいて、生産者の実情に見合った、できる限りの助成措置をとっていただかなければいけないのではないだろうか。建前からいって、あれもできない、これもできないということでは、生産者の意欲もますますそがれるわけですから、協力意欲もなくなってしまうわけですね。その点を考えていただいて、まだ実施の時期まで多少時間があるわけですから、いろいろまた御検討いただきたい、御工夫いただきたい、私どもの方からも、こんなことができないんじゃないかという要請もまた申し上げることになると思うので、お願いしたいと思っております。

この問題について最後に、今もお話がありましたポスト後期対策との関連で、一体どうなるんだということですね。大臣は所信の中で、米については、円滑な需給操作に資するため、転作等目標面積を軽減したところだ、これに際した米の生産を固いつつ、水田農業の体質強化を引き続き推進していく、こういう所信をお述べになっておられるわけですね。これに際した米の生産を、こうあるものですね。そうすると、事務当局は今度の緊急措置、単年度と言っているけれども、明年度にも続いていくのではないだろうかというように期待も、この大臣所信の中から読みとれるのではないかと、この期待もあるんですけれども、この後期対策等含めて、減反緩和の問題、どういうふうにお考えになっているか、見直しなどを含めてお伺いできればと思います。

○田名部国務大臣 なかなか難しいのが農業でありまして、天候に左右される。今回の措置もやはり緊急的な避難措置といえますか、そういうことではお願いしているわけです。したがって、立派に野菜団地とかそういうようにできたものを無理に

水田にすることではなくて、比較的可能なもの、地域によっては割り当ての消化というのは難しいところもあるかと思いますが、相当きちつと整備して。そういう場合には県同士での交換等を考えて、まあしかし何にしても農家の皆さんも、こういう事態ですから、これはだれも予想し得なかったことでありますから、やはりみずからも一生懸命やる、緊急的に外国から米を買ってこなければいかぬということだけは我々の手で極力防ごうという意欲を持ってもらわぬと、確かにお願いするんだから何でもかんでもという、やれるものはやりましてくれども、おのずから限界がある。したがって、そういう、まあ国も農家も一体となつて、やはりいつもあることではありせんから、それにはお互いにそういうときには一生懸命やろうということ、気持の上では大事である。したがって、めっちゃくちゃな方法でやろうということでもない、まあしかしどのぐらいあるか、全然及ばないということであれば、また何らかの方法をやらなきゃいかぬ。今取りまとしておるところでありますから、達成するかどうか、急いでそれを見きわめたい。

それから、ポスト後期のことでありますが、何といつても農家の中期的な営農計画に支障を生じないように、極力変動のないようにしたいと思つてゐるわけです。そう言いつつも、また相当過剰米を抱える、その処理に何兆円もかかるということ、国民の批判も受けますし、負担もお願ひしなきゃならぬということでもありますから、そこまでは、これは御勘弁願ひたいと思つてあります。が、今回のこの十三万ヘクタールの軽減措置についても、できる限り安定的な転作営農の確保にも配慮をしながら、今後の米の円滑な需給操作に資するため、緊急、応急的な措置、今申し上げたようなことで必要最小限の面積を緩和してゐるわけでありませう。

で、何らかの形で生産調整はしていくことが必要であらう。その具体的なあり方については、農家の営農の安定にも配慮しなければならぬ。また、ことし四年産米の作柄はどうなるであらうか、また冷害で大変だということになるかあるいは豊作になるか、これは全く見通しが立たないわけでありませうから、本年秋の時点における在庫、需要などのぐらいいくか、その辺もよく見きわめたい。また、水田農業確立後期対策の推進状況、これもよく見きわめてやりたい。また、水田農業の健全な発展を図るとの観点等を踏まえながら、関係者の意見もよく伺つて慎重にやはりやっていかなければいかぬ、そう考えております。

○佐々木委員 いずれにしても、先ほど冒頭申し上げましたように、これが単年度の措置だからということ、農家の皆さんが心からこれに協力できないというわけだから持っている、そんなことから考えますと、何とか明年度にもつなげていけるような御配慮をひとつお願いしたいということとを申し上げておきたいと思ひます。

次に酪農問題ですが、これも時間がありませんので幾つか予定しておりましたのはしりまして、具体的な差し迫つた問題にちよつと絞りたいと思ひます。

いずれにしても、畜産、酪農、これもなかなか厳しい状況にありまして、北海道でも酪農をする人が随分多くなつております。特に中堅の酪農家あるいは畜産農家の中で、今は何とかなつてゐるけれども先行きの展望がない、これ以上やつていてもどうにもならぬということ、酪農するといふ人が非常に多いということもありますので、ここで抜本的な畜産あるいは酪農対策というのをやはりもつと真剣に考えていく必要があるのではなからうかと思つておるのですが、こういう問題も今後また議論をさせていただくことにいたします。とりあえず差し迫つた問題として、チーズ原料乳の奨励金制度のことについてだけお尋ねをしておきたいと思ひます。

これは、御案内のように三月末で一応この措置

が切れることになつておるわけですね。もちろんチーズの国内産の奨励のためということですから、外国のものに比べてまだまだチーズなどは国内産品というのは差があるのじゃないかということも言われてゐるけれども、しかし最近品質も非常によくなつてきてゐる。私などは割合にチーズが好きなのでから食べる方なんですけれども、どうも自分の口には外国のものよりは日本で作るものの方が合つてゐるのじゃないかと思つて食べてゐるのですけれども、そういうような点からいつても、これがなくなるといふことについてやはり北海道あたりの生産者、大変な不安を持つて、これにまた影響が出てくるのじゃないかということ、これを言つてゐる向きがありますけれども、農林水産省としてこの問題、どういふように考えておられるのか、この制度の今度の期限切れをやむなしとお考えなのか、あるいは継続について、これは大蔵当局との関係もあると思ひますけれども、なお存続のための御努力をいただけるのかどうか、この辺について伺ひたいと思ひます。

○赤保谷政府委員 お答えを申し上げます。

チーズの生産振興につきましては、酪農安定特別基金を設けまして、ナチュラルチーズ原料用生乳に対して特別な奨励金を交付する、あわせて国産チーズ、ナチュラルチーズの製品の開発に対して助成をしてきたところでございます。

この対策につきましては、チーズ向け原料乳を六十二年度から不足払い法の対象から除外をした、そういうことに伴つた激変緩和措置として暫定的に実施をしてゐるものでございまして、おっしゃるとおり、そういうことで実施をしてゐるものでございまして、いろいろそういう事情等から困難な事情がありまして、その存続については慎重な対応が必要であるといふふうに考えております。

○佐々木委員 これは何とかひとつ存続の方向で頑張つていただきたい、私どもとしても応援をいたしますので、交渉をしていただきたい、こう考

えております。時間がございせんので、残念ですけれども酪農関係、これだけにしたいと思ひます。

その次に担い手対策ですけれども、これは大臣も所信の中で、この担い手問題というものを今度の農業政策の中でも極めて大事なものととして一番最初に掲げておられ、そして今度の新年度の予算の中でも具体的な担い手対策というものを幾つか出されておるわけですが、率直に言つて、本当に担い手不足というのは深刻なわけでありませう。新規就農者は北海道でも、例えば昭和四十五年には、学卒新規就農者ですけれども四千九百人あつた。それが十年後の五十五年には千二百人、それから平成元年には六百人、平成二年に至つては四百人と減つてゐるのです。ただ、平成二年の場合にはＵターン就農者が四百人くらいあるということですから、合わせると八百人くらいになつてゐるようですけれども、それにしても、今の北海道の農業規模からいつてもとてもこれを維持していくには足りないわけでありまして、この外庄に抗してガツト問題などで頑張つていただいても、つくり手、担い手がいなくなるといふのはまことに深刻な問題になるわけで、さまざまな対策をお立てになつてゐるわけだと思ひます。

私も社会党としても、この青年農業者の就職について援助をするといふ法案を今検討してゐるところですけれども、ことしの担い手対策の目玉、そしてそれによつてどんな効果が上げられると見ておられるのか、その辺についてお尋ねしたいと思ひます。

○上野政府委員 今先生御指摘のとおり、後継者の確保といふのは大変差し迫つて重要な問題だといふふうに考えております。この原因、非常に難しい状況にあるわけございまして、他産業の求人が非常に強い、しかも農業に就業した場合に比べて給料等が比較的良好といふようなことがございまして、それから農業の分野でいへば、先々不透明感があるといふようなことが言われてゐるといふようなことがございまして、解消することが

非常に難しい条件というのが多いわけでございますが、先ず、新政策検討という過程を通じて先行きの農業の姿というものははっきりさせていくというのをしながら、私どもとすれば、当面の問題として農業改良資金助成法の改正をいたしまして、後継者対策資金の範囲を広げて、親が農業をやっているけれども新たに農業へ参入をしたい人にある程度の規模の無利子資金をお貸しできるようなことを考えていきたいというような対応、その他予算的にも考えておりますけれども、やるだけのことはやっておりますけれども、かように考えている次第でございます。

○佐々木委員 この問題についてもまだまださまざまな角度から議論をしなければならぬかと思うところであります。今のお話のように、農業改良資金助成法ですか、この改正の中でも打ち出されるようですから、この審議のときにもまたひとつ議論をさせていただきたい、このように思っております。

それと一つ、お答えというよりは要望なんです、現状農業の担い手というのは非常に高齢化していることはもう御承知のとおりで、それでこの高齢者が頑張っていることにより農業が何とか支えられている面もあるのではなからうかと思うのです。ところが、こういう高齢者、高齢者などに対してそれだけの、その意欲に見合うような手当てなり助成というのが国としてできているかどうか。全然ないとは思いますが、こういう高齢者、あるいは若年農業者に対する助成措置も具体的に、あるいは若年農業者とか、こういうこともひとつ考える必要があるのではなからうか。若い人が育ってくる、新しい担い手をつくらうという前に、現在の担い手が少なくなってしまうというところではこれは農業荒廃ということに非常に急速になってしまうわけですから、このようにすることについてもひとつ考えていきたいものだと思います。時間がありませんので、このお答えは結構です。一応こういう問題提起だけさせていただきます。

最後の問題ですけれども、林業問題についてお尋ねをしたいと思います。

昨年、いわゆる森林法が抜本的な改正を見たわけですね。さまざまな関係者にも大変御努力をいただき、自民党、社会党なども基本的な点で合意をするというふうなこともあり、抜本的な森林法の改正が昨年行われました。それで、新しい森林・林業政策というものが策定されて動き出しております。特にその中で、森林の流域管理システムを確立するための事業、これが一つの大きな要素になっていることは御承知のとおりでありますけれども、私どもとしても、このシステムの活用によって流域ごとの林業だとか、これは民有林、国有林を通じてですけれども、林産業も活性化されることを心から期待をしております。

そこで、具体的にはこの流域林業活性化推進事業が発足いたしました。昨年度たしか三十一流域で、これが指定されているわけですが、この指定流域活性化事業の今の実施状況ですね、うまくいっているかどうか、この辺について、簡単にいいですけれども御説明いただきたいと思います。

○小澤政府委員 お答えいたします。先生お尋ねの流域林業活性化の推進事業の実施状況でございますけれども、これはやはり民有林、国有林を通じて、さらにまた川上、川下を通じて、森林の整備や林業の振興を図ろう、活性化を図ろうというものでございます。

このために流域林業の活性化協議会を設置するというところで進めておられるわけでございますけれども、現在までに三十二流域、全国百五十八流域ございまして、このうちの三十二流域で既に設置がされております。

内容的には、森林施業の共同化等森林施業の推進体制の整備、さらにまた林業の機械化、路網の整備等生産性の向上、さらにはまた国産材の安定供給体制の整備、林業事業者の体質強化あるいはまた事業量の確保等、就労条件の改善等、これらにつきまして協議を進めているところでございます。

ます。

○佐々木委員 それで、今お話の中にも出ましたけれども、この事業を推進するために、流域ごとというのか地域ごとというのか、活性化協議会をつくる、こういうことになっておられるわけですね。これは地元関係者の合意形成を図ってこの事業を効率的なものにしていくというねらいがあるわけですね。けれども、こういう事業の実施のためには、どうしても林業労働力の確保、これが一つのキーポイントになるのではないかと考えますが、これも御承知のように林業労働力というものが大変な不足をしている、この担い手問題もあるわけですね。

そういう意味でも、やはりこの流域あるいは地域で現実に働いている林業労働者の代表にこの協議会に入ってもらって、いろいろな要望とかあるいは意見だとかを聞くということには非常に重要じゃないかと思っております。この活性化協議会、今三十二でできているということでしたけれども、この中に労働者の代表が参加しているのはどのくらいあるのか、仮に参加していないところが多いとすれば、その参加を求める方法などについてどう考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○小澤政府委員 三十二流域のうち、現在林業労働者の代表が参加し、協議が進められている流域は、この三分の一に当たります十三の協議会でございます。

今先生お尋ねの、入っていないところとございまして、私どもとしてはやはり広範囲な構成メンバーで活性化を図ることが好ましいというふうにも考えておりますので、今後とも実情に応じまして、適正な構成となりますように、都道府県との連携を密にながら、各種の場を通じて広範囲な参加についての指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員 先ほど申し上げましたように、やはり労働者の声というものを無視してこの協議会の発展ということは私にはあり得ないと思っております。まだ入っていないところは、例えば山林労働者の団体などもあるようですから、ないところはないなりにまた代表の選定をする方策を考えていただいて、ぜひ早急に労働者代表の参加を求めていくということについても林野庁の御指導をぜひお願いしたいと思っております。

それから、この流域の管理システムを推進、定着させていくためには、やはり専門的な技術や知識を持っている人を活用することが大変大事だと思うのです。そういうことになりまして、やはり何と云っても各地域の営林局あるいは営林署、これが大きな役割を果たすことになるのではなからうか。そういうところから、この事業のための専任者、専任の担当者配置したらどうかというふうに考えておられるのですけれども、この辺についてはいかがですか。

○小澤政府委員 流域管理システムの推進につきましては、民有林、国有林一体となつて行うということになっております。昨年の森林法改正によりまして、民有林における森林計画の策定、それからまた国有林におきましては計画策定につきましては、相互に意見等も入れまして連携を図つたものにしたというところでスタートしたわけでございます。

そこで、このような観点から、営林局あるいは支局も含めまして、都道府県との間に森林計画連絡調整会議というものを設けて、森林の施業方法あるいは担い手育成とか機械化の推進等につきまして調整を行うということにさせていただいております。

その中で、今お尋ねの専門官というような職務の設置でございますけれども、これにつきましては国有林の地域別の森林計画につきまして調整を専門的に行う担当者ということで、平成三年の四月に全営林局及び営林支局に地域森林計画官なるものを置いたところでございます。

○佐々木委員 それでは最後の質問にしたいと思いますけれども、この陣容です。平成三年度までに三十二流域が指定されている、こういうふう

伺っております。しかし、お話しのようにこの流域は全国で想定されているのは百五十八、これが計画区になっているわけですから、全部についてこの事業を進めるためにはまだ相当な時間がかかるのではないだろうかというように思われるわけですね。これを何とか全体について早急に実施するためには一体どうしていったらいいだろうかというようなことについて、方策についてのお考えがありましたら、最後にお尋ねをしたいと思います。

○小澤政府委員 この問題につきましては、確かにこの森林計画の策定の回転といえますが、こういうものが五年刻みでなされているということもございまして、五年をかけてというように一応考えてはおりますけれども、御指摘のように、そしてまた我々も考えていることでございまして、そして、活性化というものはやはり急ぐべきものだというように思っておりますので、予算の配分等に工夫もすることも必要でございましょうし、また早目に動きがある場合には私も大いにこれを助長しなければいけないだろうというように考えておりますので、いろいろと工夫もさせていただきまして極力早い体制づくりというものを考えてまいりたいと思っておりますので、ご意見を伺います。

○佐々木委員 抽象的なお話だったのですけれども、具体的にやはりこれを早期に、しかも効率的に事業を推進していくということが要諦だろうと私は思っております。

これについては、きょう時間がありませんからこれで打ちどめにいたしますけれども、なお今後この具体的な方策について議論をさせていただく、またいろいろな手だても考えていただかなければならなかならうと思っておりますので、この点を特に強く御要望申し上げたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございます。

○高村委員長 堀込征雄君。
○堀込委員 林野庁長官おいでですから、ちょっと関連的に林野問題を質問させていただきます。今お話しございましたように、昨年森林二法それぞれ議論をしましてまいったわけでありまして、特に

国有林野事業改善特別措置法改正から一年が経過したわけでありまして、この改善計画が順調に進んでいるのかどうかという点で心配をいたしておるわけでありまして。

今年度予算を見させていただきましたと、長期借入金二千六百億円余りに積み立てられているわけでありまして、これは私なりに解釈をさせていただきますと、昨年、経常事業部門と累積債務部門で一応経理の区分をすることになる、その観点から見ますと、この二千六百億円余りの長期借入金、経常事業部門が二千二百億円、累積債務部門が四百四十億円と見ていい、こういうふうになるわけでありまして、改訂してこの支払いの利子が将来生じてくる、こういう問題があると思うわけでありまして。

そういう意味で、昨年の法律で改善期間は、特に経常事業部門については十年間で収支均衡を図る、こういうことになっているわけでありまして、こういうふうにならば借入金が増大する、その支払いの利子が生じていく、こういう状況があるわけでありまして、一年を経過して、改善計画、順調に進んでいるというふうにならなっているわけでありまして、いかがでしょうか。

○小澤政府委員 お答えいたします。

平成四年度の借入金でございまして、先生もおっしゃいましたように、これは経常事業部門と累積債務処理部門に分けて考えているわけでありまして、経常事業部門では千七百七十九億円、累積債務処理部門としては千四百二十八億円の借入金を行ったわけでありまして、このことは、昨年改正されました国有林野事業改善特別措置法に基づきましてまさに経常事業と累積債務部門を区分いたしたことから、借入金につきましても分離しているわけでありまして、そして、なお私も目指しておりますのは、累積債務におけるこの経理が経常事業部門にその影響を及ぼさないよう

にということが目的でございまして、このように区分して経理をし、それぞれにつきましても対応策を講じてまいらうというところでございまして。

さて、経常事業部門がどのように進行しているかということでもございまして、この部分につきましましては昨年の七月に新たな改善計画を策定いたしましたので、これで進めてまいらうわけでありまして、内容的には、請負化等により事業の民間実行の徹底でございまして、あるいは要員規模の適正化、さらに営林署の統合、改組、組織機構の簡素化、合理化というようなこととか、林産物の機動的な販売、森林空間の総合利用の展開、これによりまして自己収入の確保もいたします。

その他、森林の公益的機能発揮等の観点からの一般会計からの繰り入れというような財政措置も講じまして、経営体質の転換、改善を図るということも基本的な考えでございまして、改善の実績につきましましては一步一歩着実に前進を図ってまいらうという考えでございまして。

○堀込委員 今の御説明で努力をされていることがわかるし、それからこれからいろいろな方策を講じていくという姿勢もわかりました。

ただ、私が心配をしますのは、単純に、予算書を見させていただきまして、経常事業部門の方の支出がおおむね三千八百億円ぐらいある。しかし、事業収入の方は大体二千億円強ぐらいしかない。千八百億円ぐらいの差があるわけですね。しかも、その支払いの利子がさらに膨らんでくる、こういう事情があるわけでありまして、これは人件費だとかあるいは経費を減らしても、あるいは今の長官官舎のような事業による努力を重ねても、収支均衡を図っていくのはなかなか難しいのではないかとこの心配をいたします。

そういう意味で、一般会計についても皆さん御努力をいただいて大変ふやしていただいておりますが、これはやはり百七十五億円程度よりもさらに大幅にこのところをふやさないといけないのではないかと、私は予算書を見て読め

るわけでありまして、一般会計からの繰り入れ大幅増の問題についてはいかように考えておられますか。

○小澤政府委員 確かに、確実な収入を図ることが大変重要でございまして、平成四年度の歳入につきましましては予算案では業務収入が二千三百七十七億円、雑収入百五十九億円、治山勘定からの受け入れ百四十二億円、そしてさらに今先生おっしゃいました一般会計からの繰り入れは百七十五億円、このようなことでそれぞれの対応策を講じているわけでありまして。

業務収入につきましましては、材価の変動等もございまして、ある程度波はございますけれども、そのような中で着実な収入を図ってまいりたいと思っておりますし、なお、一般会計繰り入れにつきましましては、繰り入れ総額としては先ほどの百七十五億円も含めまして三百三十三億円の計上でございます。これは前年度に比べて二・一％増ということになっているわけでありまして、内容的には、造林・林道等の事業施設費で百六十三億円、これは前年度比一・七％でございまして、その他保安林の保全管理等の一般行政費用が十一億円、このように一般会計繰り入れも前年より増加させているところでございまして。

今後私どももこの国有林の経営の改善につきましましては、自主的な改善努力も大いにいたしながら、また所要の財政措置、予算措置というものも、これらの経費確保につきましても努力をさせていただきたい、このように思っております。

○堀込委員 一般会計の繰り入れをできるだけふやして大切な国有林を守るべく、そして改善計画に沿って改善が進行できるように、ぜひ大臣を初め御努力をいただきたいと思います。

もう一つ、累積債務の方であります。これも大変な債務を消していかなければならぬということであるわけでありまして、最大の費目でございますが、国有林の売り払い実績、今年度ですか、たしか七百二十六億円ぐらいの予定をしておったはずでございまして、実績見通しはどのぐらいに

なりそうでございますか。

○小澤政府委員 お答えいたします。

平成三年度の林野・土地売り払い収入につきましては、当初予定七百二十六億円でございますけれども、平成三年度の補正予算におきましてこれを三百二十六億円に補正したというところでございますので、実績見込みは平成三年度末におきまして約三百三十億円と見込んでいるところでございます。

○堀込委員 そこで、今答弁ございましたように、累積債務の方も最大の収入予定であった国有林野財産の売り払い実績が半減をしている、これはパブル経済がはじけたとかいろいろな事情があると思いますけれども、一応そういうことになっているわけですか。

それで、今年度末、平成四年度末の累積債務の残高見通しがおおよそ二兆六千億強、こういうふうになるのだらうと思います。つまり、この二年間で大体四千億円程度また膨らんでいる。つまり、年々二千億円程度累積債務がふえていっている事情が今あるわけですね。しかし、そういうものを重ねていっても、累積債務については平成十二年度以降十年間で、經常収支のバランスをとった後、これは十二年度からの十年間で消していくのだ、こういう改善計画が立っているわけでありまして、この収入源は、主に林野売り払い、それから經常業務からの収益を十年後から充てていくのだ、こういう仕組みになっています。これは、例えば今申し上げましたように、林野売り払いが一兆二、三千億を予定しておいたわけでありまして、初年度からもうそういう事情になっているということがあります。

それから、經常業務の方も、さつき申し上げましたように相当一般会計からの繰り入れをしないか、この計画ができるかできないか、非常に難しい状況もあるのではないかと、それから、そういうような事情を考えますとこちらの方も、昨年の法改正でいろいろな道は開けましたけれども、さらにさらに一般会計の拡大などを考えてい

ろいような努力をしなければいけない。この累積債務問題も将来にさらに禍根を残すようなことになるのではないかと、いうふうに思うわけでありまして、この点の考え方、見直し、ひとつしつかりやってもらわなければ困りますけれども、一年目を経過して、その考え方について聞かせていただきたいと思います。

○小澤政府委員 累積債務処理の問題でございますけれども、この問題につきましては、林野・土地等の資産売却収入をもつて充てる、さらにまた、将来生ずる剰余金もこれに充てていく、そしてこれらの自己収入を充当しても債務処理に要する費用がなお不足する場合には一般会計繰り入れ等の財政措置を予定しているところでございまして、平成四年度で見ますと、林野・土地等の資産売却収入は八百七億円を考慮しております。一般会計の繰り入れにつきましては百二十八億円ということでございます。また借入金等で処理する部分が千四百二十八億円ということでございます。すなわち、確かに先生御指摘のように、資産処分等がおくれていますけれども、借入金等で振りかえていく部分がふえてまいりますから、我々としては極力この累積債務の増加を防ぎたいと考えているわけでございます。

そこで、この資産の売り払いにつきましてはなかなか状況が厳しいものがあるわけでございますので、これの対応策につきまして若干具体的なものを考えておりますので、ここで御報告させていただきます。

一つは、売り払いの計画的推進ということ、毎年年度、三カ年計画を作成いたしまして、より具体的に資産の処分を行うことを考えております。次に、公用あるいは公共用としての買い受けが見込まれますような地方公共団体との情報交換の場も設置してまいりたいと考えております。

さらに、林野・土地売り払いに關します各種の情報というものを公開していこうということでございます。いま、これにつきましましては林野庁、営林局あるいは支局、営林署におきまして情報公開コー

ナリーも設置したところでございまして、このような諸努力を通じて累積債務対策を進めてまいりたい、このように考えております。

○堀込委員 大変な事態であります。改善計画に沿って御努力をされている様子もわかりました。一層御努力をいただきたいと思っております。林野庁、ありがとうございます。

ちよつとガット関係で二、三点質問させていただきます。

きのう来の質問で、要するに環境措置にかかわる関税化にかかわる部分、米、乳製品、でん粉等十八品目についてはそれぞれ関税率は記入をしないんだ、こういうことは確認をされ、先ほどの答弁でも明確になりました。

問題は国内支持政策の削減でございますけれども、国別表のリストを出す、こういうことになっているわけでありまして、これはOECDで計算をされているPSEで、この前、去年出した場合は十三品目を検討の基礎としながらくつて計算を出した、こういうことでございまして、今回もそういう考え方でリストを用意している、こういうふうな考え方でよろしいですか。

○川合政府委員 国内支持につきましては、一昨年の十月に、私も農業の支持、保護の削減の手法としてAMSを用いるということでおファーを出しております。この考え方を踏襲したいと思っております。

現在のダンケル・ペーパーは、今お触れになりましたPSEと少し違う方式でございますが、私も国内支持につきましては緑と黄色という政策の主張もございまして、それを踏まえましてAMSでオファーを出したいということで、今作業をしております。

○堀込委員 それでは確認をいたしますが、一昨年十月に出した国別表及びオファーとの関連でございますが、数字は当然変わるでしょうけれども、大体品目のくくり方は同じだ、こういうふうに考えてよろしいでしょうか。このときはPSEが計算されて、我が国で生産されている十品目を

対象として小麦、大麦、米、これを穀物セクターとしてトータルAMSを出した、それから砂糖、牛乳・乳製品はユニットAMSの方で対応した、こういう経過がございまして、けれども、こういうことでよろしいでしょうか。

それから関連をしまして、その他農産物で関税の方で引き下げをする主な品目は何と何でしょうか。

○川合政府委員 これから具体的作業に入ること

は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、おおむねそんな形で踏襲したらどうかというふうに今考えております。

それから関税につきましましては、これは非常に詳細にわたりますので、ちよつと今のところまだそこまで整理がついておりません。

○堀込委員 そこで、穀物セクターとして小麦、大麦、米をくくって削減計画を出す、こういうこととすね。例えばその場合、転作奨励金あるいは良質米奨励金、これは数字の積み上げの中に入るのでございましょうか、いかがでしょうか。

○川合政府委員 その辺につきましまして、まだ詳細に私ども態度を決めているわけではございませんが、緑と黄色の境目の政策につきましては、私どもの主張に基づいてやりたいと思っております。

○堀込委員 そこで、何がグリーンボックスに入るのか、何が境目というところですか。今の数字の積み上げの中に、例えば良質米奨励金は計算の基礎として入れざるを得ないわけですね。いかがですか。

○川合政府委員 良質米奨励金は、削減対象にならざるを得ないのではないかと今のところ思っております。

○堀込委員 したがって、私は、ガット問題は環境措置問題が中心に議論をされてきた、そして米の自由化を何とかして阻止をするのだ、こういうことで我々も一丸となってやってきましたわけでありまして、この国内支持の削減も我が国米作に極めて影響が大きい、良質米奨励金の削減を来週にも予定されるリストに含めざるを得ないという

事情になっていくわけでありまして、これから米価価格政策に深刻な影響を与えるのではないかと、これから我が国米作に影響を与えないような、なるべく影響が少ないような努力を賜りたいというふうに思います。

もう一点質問させていただきます。食糧法の関連は、これは予算委員会の質疑それからきのうの当委員会での質疑で、もし関税化を受け入れれば食糧法は改正をしなければ通らないであろうということが確認をされました。そこで、例外なき関税化の場合、ガット十一條二項(C)の関連で、乳製品、バターなどの関連でございますが、同じ趣旨で加工原料乳生産者補給金等暫定措置法、この十三條、十四條は、私は、数量規定でございます。して、例外なき関税化を受け入れる場合はこの法律も改正が必要だ、こういうふうには思いますが、いかがですか。

○赤保谷政府委員 乳製品の輸入制限措置につきましては、まさにガット規則違反というパネルの裁定がなされておまして、また昨年の十二月にガットの事務局長から提示されましたいわゆる合意文書案では、包括的関税化の方向が示されておるわけです。しかしながら、我が国は、かねてよりウルグアイ・ラウンドにおきまして輸入数量制限に関するガット十一條二項(C)の規定の適用要件の明確化を提案しているところでありまして、また、この基本方針に照らして関税化は受け入れがたい、そういう主張をしているところでございます。

さらに、交渉の場におきまして関税化については種々論議がなされているわけでございますけれども、その内容というか概念にはなお不明確なものがある、そういう事情でございます。御質問のようなケースにつきまして具体的に検討する段階にはない、そういう点、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○堀込委員 答弁が非常に不明確でございます。私の質問は、もし例外なき関税化を受け入れ

た場合、食糧法は改正の必要がある、こういう答弁が予算委員会以来なされている。きのうもこの委員会でもなされた。その場合に、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の十三條、十四條は明らかに食糧法と同じ数量規定だと私は思う。したがって、これはどうしても、仮に関税化、そうなるては困りますけれども、受け入れる場合は法改正の必要がある、こういうふうには思いますが、いかがですか。

○赤保谷政府委員 断定的なものとしては申し上げがたいわけですが、あえて申し上げますれば、いわゆる関税化ということになりますれば、現行の輸入制度の見直しと法律改正の問題を惹起する可能性があるのではないかと、いふふうに考えております。要するに、法律改正をする必要が出てくる、そういう問題が出てくるというふうに考えております。

○堀込委員 それではそういうふうには確認をさせていただきま。例外なき関税化、仮にそういう事態になった場合は、この法十三條、十四條の改正が必要だ、こういうことと答弁として受けとめます。

それでは、青果物の流通関係について質問を移させていただきます。

農水省で、卸売市場の取引問題検討会をつくって第五次の卸売市場整備方針に基づいて今諸課題が検討中だ、こういうふうにお聞きをしております。それから、野菜の分野につきましては野菜研究会をつくって、報告書も出されているわけでありま。それそれ検討を重ねているということとは、今の流通の問題があるということだろうかというふうに思ひます。この問題意識なり、それから卸売市場をどうしようとしているのか、具体的にいつごろまでにどうするかというふうなスケジュールがございましたら、ちょっと説明をいただきたいと思ひます。

○武智政府委員 卸売市場につきましてのお尋ねにお答えしたいと思ひます。先生御承知のとおり、近年卸売市場をめぐりま

していろいろな変わった事情が起こってきております。産地サイドにおきましては、生産なり出荷が大型化したしております。また、消費サイドにおきましては、量販店なり外食産業等のいわゆる大口需要者の比重が非常にふえてきております。したがって、従来の競り取引だけでは十分でなくなってきたわけでございまして、いろいろな取引方法が必要になってきておるわけでございまして、そんなこともございまして、取引問題検討会におきましては、こういったような状況のもとで、幅広く市場関係者あるいは学識経験者の意見を聞きまして、具体的な改善を検討するために設けたものでございまして、できれば年度内に中間的な報告をいたしたいということに進めておるところでございます。

○堀込委員 大体考え方はわかりました。そこで、果樹もそうですが、特に野菜生産ですね。この十年間くらいで全国で一万九千ヘクタールぐらゐ減少しているという数字が出ています。しかも、産地が北海道だとか東北だとか四国だとか九州にだんだん追いつられていっている、つまり南北端の方に産地が移動している、こういう事情もありません。さらにはまた、白菜、大根、キャベツというふうな重量野菜が非常に減ってきているという事情もございまして、一方で輸入野菜がふえている。こういう事情がありまして、消費者の方は最近野菜価格が高いのではないかと、いふような声も出ているわけでありま。けれども、これは今産地がそうなっている。重量野菜が生産者が少なくなつて生産量が減っている、あるいは野菜生産量全体が減ってきている、この傾向なり原因についてはどういふふうに分析をしていられますか。

〔委員長退席、審議委員長代理着席〕
○武智政府委員 野菜についてのお尋ねでございますが、先生おっしゃいましたとおり、最近の野菜生産をめぐる状況について見ますと、ほかの品目も同じでございますけれども、農家が高齢化をいたしたりあるいは労働力不足があるといったよ

うなことに加えまして、野菜の場合に連作障害等も出てきております。そういったようなことで、野菜の作付面積全体について見ますと、この五、六の間に二万ヘクタール前後ぐらゐ減つておるのじゃないかというふうには思つております。そういった中で、先生御指摘のございましたような労働力不足の問題それから消費者サイド、両方絡んでおるわけでございまして、大根ですとか白菜ですとか、そういった在来型の野菜が減つておる。他方におきましては、レタスですとかホウレンソウ等がふえておるといったようなこととで、かなり品目間の相違が出てきております。

それからまた、地域別におきましては、御指摘のように都市化の進展等によりまして、都市近郊野菜の作付面積が減る一方で、道路網が整備いたしましたりあるいは輸送手段が発達いたしましたことから、北海道ですとかあるいは北東北ですとか南九州ですとか、そういったような遠隔地の産地での作付がふえておまして、そういったところからの大都市への市場出荷がふえておるといふような状況でございます。

最近、先生御指摘のように野菜が高いというふうなお話もございましたけれども、これは例えば去年の場合で見ますと、非常に秋以降の長雨があつたというふうなこともございましたし、それから前の年の災害の影響等もありまして、そういった毎年の災害の影響と、今申し上げました、やや若干ずつ面積が減つてきておる、そういったようなことも絡んでおるのじゃないかというふうには思つておるわけでございまして。

○堀込委員 そこで、ちょっと取引問題について質問させていただきます。

今の取引は、競りが非常に後退をしたといひますか。競り取引が少し減つてきて、先取りの取引だとか相対取引が非常にふえてきておるわけですね。これはいろいろ原因があるわけでありまして、私はやむを得ない傾向かな、ある程度はやむを得ない傾向かなというふうにも見るわけでありま。農水省としてはこの傾向について、大体今の

状況でいいというふうに見ているのか、好ましいと見ているのか、あるいは多少改善が必要だというふうに判断していらっしゃるのか、どちらでしょうか。

○武智政府委員 市場における取引の問題でございますけれども、御承知のとおり、原則的に競りまたは入札ということにいたしております。しかしながら、最近におきましてはいろんな市場をめぐめる条件が変わってきておりまして、一つは、生鮮食料品等の規格性なり貯蔵性が高まっておりますというふうなことが一つございまして、それからまた、産地が大型化したり、あるいはそういうようなことによりまして生産者サイドからむしろ安定した価格での取引をやりたいという意向も強まっておりますし、それからまた、消費者サイドにおきましては量販店等がふえておりまして、市場での取引の開始時刻以前の取引、いわゆる先取りと言っておりますけれども、そういう先取りによりまして安定した数量での供給を求める傾向が強くなっております。

それから、さらにはまた、大都市の中央卸売市場が集散市場としての役割がふえてきておる。要は転送、一たん東京に入りましてそれからまた地方に出るといったような問題でございまして、そういったようなものも卸売市場をめぐる情勢が変化してきております。

したがって、特定物品でとくはいわゆる先取りですとか、あるいは転送等の相対取引が増加してきておるわけでございまして、これも各市場によりましてかなり違っておりますので、数字的に一概には言えないわけでございまして、例えば青果物について見ますと、十年前に比べますと一〇%ぐらいの相対取引がふえてきておるのじゃないかというふうな思っておるわけでございまして、

したがって、そういうふうな取引をめぐる情勢の変化あるいは先取り等がかなりふえてきておるわけでございまして、これがまた無秩序にふえていきますと、いろいろ適正な価格形成にいった面で問題も出てくるおそれなしとしない

いうようなこともございますので、そういった観点で現在取引問題検討会をつくりまして、要はいろんな形での取引ルールの確立を図った方がいいのじゃないかというふうなことで検討いたしておりますところでございます。

○堀込委員 今の先取りは、生産サイドへは非常にたくさんさんのしわ寄せが行っているわけでありまして、特に産地の方は、収穫時間とか出荷調整作業時間なんか非常に早まったり非常に問題が出てくるわけでありまして、あるいは消費者ニーズという名前でも、そういう名目で大型店から品物の規格を極めて細分化したような形で要望が出てくるとか、産地へ非常に問題が出てくるわけでありまして、

そこで、これはやはり多少量販店の台頭によって先取りがふえていくわけでありまして、けれども、もう少し、川下の意見ということだけではなしに生産者の苦情などを聞いていかないと、産地の崩壊につながるのではないか。そのことが、ひいては日本の青果物の価格をさらに上げて、結局は消費者にはね返っていくのではないかと、こういうふうにも思うわけでありまして、そういう点でひとつぜひ産地側の事情というものをもう少し声を大にして農水省の方でもやっていただきたい、こういうふうには思っております。

そこで、いかがでしょうか、今答弁を聞いておりました中で、見直しが必要だと。今まで農水省は入札による予約取引を非常に重視されてまいりましたけれども、やはり卸売市場法の改正ということを見野に入れているんでございまいしょうか。

○武智政府委員 お答えいたします。昨年の四月に第五次の卸売市場整備計画をつくったわけでございまして、その際いろいろな関係の方々へ議論をしていただきました。ちょうど去年一月に卸売市場の審議会の専門調査会報告を出していただいたわけでございまして、その中におきましては新しい取引ルールの導入が法改正に直結するとは考えていないというように書かれて

おるわけでございまして、今回これらの答申も踏まえまして検討を行っておりますところでございまして、

先生お話しされましたように、確かに生産者の方から卸売市場法を変えたらどうかというふうなお話があることは我々聞いておりますけれども、具体的にどこが不十分であるからというふうなことでは実はございせん、先ほど来お話がございまして、現在の競り取引を中心としておるのではないかと、むしろ取引方法についてもっと弾力化すべきでないかという声がある中でございまして、したがって、それらの問題につきまして現在生産者団体等の方々にも入っていただいて広く意見を求めているわけでもございまして、それらの方法ができればまた生産者の方々の納得も得られるのではないかと、いうふうなことをおるわけでございまして、

○堀込委員 今の答弁で大体、全面的に今ある問題点をどう解決するかということについて検討しているということとはわかりました。

いずれにしても生産者側の意見が、今の状態は全面無条件委託という方式になっているわけでありまして、これではやはり産地の方はだんだん過重な労働も強いられますし、いろいろな条件を強いられるわけですね。消費者ニーズという名目でいろいろ努力をしなければならぬ。最近などはゼロゼロ運動などいまして、十二時までは荷をつけるとか、もうむちゃくちゃな産地側への要請が現実問題として出ていまして、農家の方はもう大変でございまして。さらには最近の運賃の高騰とか輸送問題をどう解決するかというふうな問題もあつた。そういうことで、川上の生産者側の意向が反映できるシステムをぜひ検討してつくっていただきたい。

さらには、競りが先取りかというふうな問題もあるわけでありまして、今の競り方式は、私はやはり長所は価格が非常に公明だという点と、生産者側から見ますと代金決済がスムーズに行われて、出荷をして二、三日で農家の口座へ入っている

くというシステム、これはもうどうしてもきちんと守っていかなければならぬシステムだというふうな考えるわけでありまして、これが崩れて量販店などから手形が何かで決済をされるようなことになると、これはもう産地の方はとてもじゃないが大変な事態になるのではないかと、いうふうな思っております。そうしますと、やはり競りと予約相対と先取り、三つの方式を組み合わせてあるべき姿を探していくしかないんでないか、こういうふうな思っております。

その長所を生かす、しかも今私が申し上げましたように、消費者の声もあるんだけれども、今野菜生産が減ってきている、あるいは青果物の生産が減ってきている、これはやはり産地の声を何とか反映をしないかと将来大変なことになるのではないかと、いうふうな思っております。ですが、農水省、考え方はいかがですか。

○武智政府委員 先ほど来出ておりますとおり、産地の方も非常に大型化したしておりますし、消費者サイドでも量販店のウエートが非常に高まっておりますので、当然取引につきましても弾力的に対応していく必要があるというふうな思っております。

したがって、競り取引はもとよりでございますけれども、いわゆる特定物品、これは開設者の個別の承認を必要としない相対取引ができる物品でございまして、こういった特定物品の拡大ですとか、あるいは予約相対取引、これはあらかじめ数量なり価格につきまして生産者との間で契約をしておきまして、それらに基づいて一定期間にわたって行われる取引でございますが、そういう予約相対取引の改善ですとか、あるいはまた予約取引と申しまして、産地側の出荷情報に基づきまして前日に入札等で値決めを行うといったようないろいろな取引方法を有機的に組み合わせることが、産地サイドにとりましてもあるいは消費者サイドにとりましても非常にいいことじゃないかというふうな思っております。そういう考え方も考慮しながら、現在取引問題検討会で幅広く

関係者の意見を求めておるところでございます。
○堀込委員 ぜひそういう考え方で取り組みを一層進めていただきたいと思います。

それでは次に、ちよつと食糧問題について質問させていただきます。

私の地元から発生した問題でございますのでまた恐縮でございますが、例のアサヒ通商・飯塚米穀事件が二月四日新潟地裁で第二回公判が行われて、検察側の冒頭陳述がございました。この中で、不正規流通といいますが、不正規流通ではなくて、にせ米が飯塚米穀からアサヒへ十三万二千俵、そして自由米の仲介業者ジャネットという会社を通じて三万七千俵、計十六万九千俵というものが判明をした、こういうことになっております。

そこで、食糧庁も最近一生懸命処分等を通じてながら御努力をされております。この事件でアサヒ通商ルートで出た食糧販売店、特に川崎食糧、京都府米穀、長崎県米協、広島食糧、横須賀食糧、タキヤ、徳島県食糧、高知県米、福岡県食糧連、つまり全国にこのにせ米が流れていたわけですね。こういう実態があるわけでありまして、こうした業者については、これはアサヒ通商を特定米穀業者、特定米穀の資格しかないということをも多分知っていて取引をされたのではないかと、こういうふうに思いますが、これなどについて、この事件の事後処理と対応策ありましたら、食糧庁お願いいたします。

○京谷政府委員 先生から御質問のございましたこの案件、大変遺憾な事態であるわけでございますが、お話しございましたように、刑事事件としては既に関係者が起訴をされ、公判が開始されておるといふ状況でございます。

実はこれは、刑事事件と並行いたしました、食糧管理法上許されていない米の不正規流通という問題を含んだ案件でございますが、私も告発以来若干の事実確認を進めたわけでございますけれども、刑事捜査との関係がございまして、実は調査を中断しておったわけでございます。刑事捜査の終了を受けて、一月下旬以降私どもの方の

措置の前提として、事実確認作業を本格的に始めております。

ただいま先生から御指摘のあった業者名等は公判における冒頭陳述の中で例示をされておる案件であろうかと思いますが、それらの案件すべて私どもの調査の視野の中に入っております。できるだけ早く事実確認の上、その事実関係に即して私どもとして可能な厳正な措置を講じてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○堀込委員 ぜひそういうふうにお願ひします。それから、この事件でもう一つ私はゆゆしき問題があるというふうに思っているのです。業界トップの大阪第一食糧、それから山種産業という代表的な業者がこれはかかわっていたわけですね、にせ米の流通に。そして大阪第一は、にせ米であることがわかった時点でクレーム処理に三百万円を手を打っている、こういう事実がございまして。これはもう明らかににせ米であることがわかっていてそういうクレーム処理を行った。それから、これも業界最大手の一つであります山種産業、これも、このにせ米のルートは二百八十袋だけにしてくれという話をあちらこちらにして手打っていた、口裏を合わせていた、こういう事実があるわけでありまして。これは我が食糧行政の中の日本のトップクラスの両社でございまして、特に嚴重に食糧行政の上からも対応してもらわなければ困る、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○京谷政府委員 ただいま先生から御指摘のありました状況というの、私も、刑事事件としての検察側の冒頭陳述の中である述べられておる状況であろうかと思ひます。現実にはそのにせ米の認識が、関与した業者、どの程度のものであったかということについては、さらに私も、事実関係を我々の立場から当たって、確認をしていくという作業を進めております。

我々なりの認識を固めた上で、事実関係に即した措置を、ただいまご指摘のあった業者を含めて当然やっていかなければいかぬと思ひますが、い

ずれにしましても、お話しございましたように、やはり代表的な卸売業者、それなりに責任が重いという認識は私も持っておりますわけでございますので、ひとつ事実関係を十分見きわめた上で所要の措置をとっていききたいということで、今作業を進めておるといふことでございます。

○堀込委員 今、一つのにせ米という事件があったと法廷で裁かれている、こういう事態がございまして、それから、例の富山県の川崎商店事件がありまして、これは食糧庁非常に御苦労いただきましたが、業務停止あるいは行政処分措置などを講じながら今やっていただいている。しかしこれも、やはりその周辺業者を業務停止処分したり営業停止処分をしたり、そういうこともしながらいろいろな努力をしていただかなければならないというところはもうあるわけでありまして、日本の米の流通の実態を見ますと、不正規流通という世界はもう法律があつてなきがごとしという状況と言えないでもないぐらい、そういう事態になっている。やはり価格政策や食糧行政を通じてなごら努力が必要だといふふうに思ひます。あるいは、政府米と自主流通米の価格差などについても検討しなければならぬし、消費者米価の決め方などについても、不正規流通が発生しないような仕組みも検討しなければならぬでしょう。

そこで、昨年自主流通米価格形成機構などができて、値決めについては一応市場の動きを取り入れてやる機関ができたわけでありまして。問題は、私は、正米市場を初めいろいろあるわけでありまして、やはり流通の段階で自主流通米価格形成機構がかかるとか、あるいは別な機関をつくるとか、いろいろな方策もまた必要があるのではないかとこの感じもしております。これはまだちよつと私の考え方でありまして、いすれにしても、食糧管理法に沿った流通といふことを考えていかなければならぬといふふうに思ひますし、また、流通実態に見合った食糧行政といふのをやりながら食糧法を守つていかなければならぬ、こういうふうにご考えていますが、最後に大臣、ひとつそ

の食糧法の今の流通に沿ったあり方について、考え方ございましたらお聞かせをいただきたいと思ひます。

○田名部国務大臣 お答えをいたします。

食糧管理制度につきましては、情勢の変化に応じて昭和五十六年に所要の改正を行つてまいりました。平成元年の農政審の報告に基づいて、各般の流通改善を行いましたし、また、今申し上げましたように、先生お話しのように自主流通米価格形成の場の設置等を行つて、運営の改善を進めていくところでありまして、さらに今回のこの不正規流通問題の背景に見られるような米の生産、流通、消費をめぐる情勢の変化を踏まえた適切な対応といふものは研究していくことが課題になつておると思つております。

先生のところから出たということで、新幹線も決まり、オリンピックも開催が決まった長野県でありますから、ひとつ県とよく相談されて、どうぞこの上とも御指導賜りますようお願いを申し上げます。

○堀込委員 終わります。

○篠瀬委員長代理 鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 まず、大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

これは緊急の質問でありますけれども、きのうも外務大臣が答弁をしておるようでありますけれども、ロシア共和国と韓国が北方領土領域内で操業するかの協定を結ぶかの報道がされておりました、特に日本と韓国は今漁業の自主規制の協定をしようといふことで、昨年から七回ほどの実務会談を含めては合意が成つてきたといふふうに私も聞いておりますけれども、この日韓漁業自主規制協定に今回のロシアと韓国の問題は支障を及ぼすのではないかとこのうらさきように感じて盛んに漁民の方からもこのうらさきようにお聞きに電話をいただいておりますので、大臣のお考えをお願いいたします。特に日本と韓国の場合には二百海里を設定できないといふことで、北海道でも非常に漁業者が漁網の被害ですとか乱獲の被害に遭つて

おりますので、そういう点を踏まえて、農林大臣の御見解をお伺いしたいというふうに思います。

〔築瀬委員長代理退席、岩村委員長代理着席〕

○田名部国務大臣 韓国とロシアの漁業問題であります。御案内のように日韓の漁業協定、非常に難航してまいりまして、私も去年だけで十回くらい訪韓をして、何とか日本の漁業を守っていくために協力してほしい、ようやく年内に妥結をしようと思ったのですが、諸般の事情でまだ締結をしていない、来週くらいになると思いますが、そういう両国の関係が、非常に気を配りながら、二百海里も引けない、そういう中で、取り締まりもお互いの船に乗り込んでやろう、仲よく、しかも今度漁業管理と増殖のセンターもお互いにやろう、こういう良好な関係にあるときに、しかも、この北方四島については従来から韓国も日本の立場というものを支持しておった。今まさに北方四島返還の交渉が行われようというときに、その四島周辺で韓国とロシアが漁業協定を結ぶ、私はまことに遺憾だと思ひます。

どういう内容で期間がいつまでとか、いろいろあると思ひますけれども、期間は、自分のものだと思っておりますから、その間はいくらうというふうな考えがもしあるとすれば、日本は固有の領土だということを主張しているわけでありまして、これはよくよく内容を調べた上でありまして、厳重に抗議しなければいけません、こう思っております。

○鉢呂委員 私の質問は、日韓自主規制協定に支障を及ぼすかということでございますけれども、大臣が非常に遺憾の意を表されたということで、それは当然今回合意をされるということでありまして、私も受けとめた次第でございます。

そこで、昨日の総理を含めた閣僚会議で、米の問題についての削減リストを空欄にして出すというところをお決めになったということでございますけれども、私は、ガット・ウルグアイ・ラウンド

における日本のこの交渉戦略というものが見えないうところを常々前から言っておりました。先日、加藤官房長官にもお会いをして、むしろ日本が今いろいろなオファーを出してさまざまな協議をするようになるのでありますけれども、アメリカにも行って、日本の立場を、日本はもう有数の食糧の輸入国であり、アメリカからも最大の輸入をしておるわけですから、そのことを踏まえて米問題についてもきちんとした対応をしたいということ、これを積極的に言うべきであるというふうに加藤官房長官にも言ったわけでありまして、おまへはそれは二国間協議に移行するのかもしれない状況に今来ているというふうに思ひまして、今回、削減リストを来週の週に提出するというところに当たって、大臣として今後のガット・ウルグアイ・ラウンドに臨む日本の対応、基本的な考え方というものをまずお聞かせを願ひたいと思ひます。

○田名部国務大臣 もうかねてから私の考え方は、本会議、予算委員会、この場でも、何回も明確にしておるところでありますし、そのために日本の立場というものを諸外国に理解を求める必要がある。世界の国々は十一、二項(C)の方に非常に関心が高いのです。米というものは余りありませんから。ヨーロッパには売るわけでも買うわけでもない。言ってみればアメリカとタイ、このあたりが大体関心国なんだ。そういうことで、この米のことは、再三役所の方からカナダにもECにもアメリカにも、二度にわたって実は派遣をいたしました。そうして、日本の立場というものはこういうことで、包括関税化は受けられませんが、このことをはつきりと意思表示をしてきておるわけでありまして。

ただ、一番困ったことは、主食、米が主食だ、こう主張するのであります。パンが主食かというところ、肉が主食かというところ、肉も主食でない、肉が主食かというところ、肉も主食でない。そこでこの主食というものを今一生懸命PRするのですが、向こうはその辺がびんと来な

いところがあります。

ただ、アメリカの農業団体から一昨日、もう日本からこれだけ農産物を買ってもらっている、もうこれ以上米の問題で日本をたたいてはいけません、むしろ頑張れという手紙が私のところへ参りました。カナダも、農林大臣から、十一、二項(C)については大変頑張ってくれて感謝申し上げたい、これからは一緒にやろうという手紙、それぞれから来ますが、いずれにしても、きのうの会合でも、従来の基本方針のもとにひとつ空欄で提出をさせていただきますというところで、これはもうすんなり了解をいただいたというところで、先が見えないということでありまして、私どもにも実は先が見えないのであります、しかしいざいざにして、も各々のそれぞれの事情、どこの国も自分の国に不利な提案をする国は一方ないんです。

ですから、私も書かないということも私どもも国にとつて大事なことです。この背景はもう何回も申し上げておりますので省略させていただきますが、いざいざにしてもそういうことで今後ウルグアイ・ラウンドの場で全力を尽くして日本の立場というものを主張していく、その覚悟であります。

○鉢呂委員 大臣の今の決意を聞きまして。ただ、これまでずっと日本は内向きの対応に終始してきて、今回の空欄にするということも、国内の事情というものが非常に大きいのではないかと。言ってみれば先送りの状態じゃないか。問題は一切まだ解決をしておらないわけですから、修正項目を、日本は、お役所が回ったというふうには先ほど言われましたけれども、私はむしろ、先ほど言いましたように、これはいろいろな条件下でありますから、これはいろいろ条件下でありますから、日本の大臣がやはりアメリカなり、先ほど言われましたように農業団体から手紙が来るとかあるいはECの副委員長が来たということとでなくて、日本の立場は一向に、世界に伝わって納得するまでいいないわけでありまして、むしろもつと大臣が積極的に行くことを、こ

れは要望であります。これは別に大臣が不満顔をしないでよろしいと思ひます。まだ行くチャンスでないというふうには思ひます。行つて相手の胸に飛び込んで、今は何か日本たたくを避けるようなことに終始しておるというふうに見えるわけですから、これは、農家もそのことに対して、いざいざ開放されるだろう、自由化されるだろうと不信感を持っているし、消費者も、日本は何を考へておるんだというところを痛切に感じているわけですから、積極的に、ガットをリードするというところは、日本の立場を入れてそういう姿勢に転換していただきたいものだというふうに要望させていただきます。

若干局長に聞きたいのですけれども、先ほど、米以外のものについてはまだこれからということでありまして、もう来週であるのになかなか決まっておらないというふうには、決めておつても決まらぬというふうには言っておるのかわかりませんが、それはいいのです。基本的な考えだけ聞かせていただきます。

非常に輸出補助金が、数量でいって二四%、国境措置とのバランスがとれていないということ、日本も修正項目の中で言っております、いわゆる合意案における三六%の削減率、最低でも一五%ということにのつとつて国境措置における削減を出すおつもりなのかどうか。

それから、これは御要望でありますけれども、でん粉との抱き合わせということでコンスタチ用のトウモロコシが二次関税率がかかって、基本的に国内のでん粉を保護していることになるので、これらについても削減率を適用していくのかどうか。適用してははくしないという考えで私は御要望をさせていただきます。

さらには、先ほど乳製品関係が出ましたのでそれを省きまして、国内支持政策の中で、特におとしの、一昨年のオファの段階で、大豆については輸入量の割合が極めて高いのでAMSの削減対象から除外するというふうに、日本は大豆に

ついでこれは適用外しておりますけれども、その考えで臨むのか。それから牛肉、豚肉等については、国境措置のみなので国内支持の削減は関係ないというふうには言っておりますけれども、肉用子牛の不足扱いについては、これを国内支持削減の対象にしていくのかどうか。これは、答えられない場合はよろしいですけれども、答えられる場合は答えていただきたいと思っております。

○川合政府委員 先ほど大臣からお話がありましたが、私もいたしましては、基礎的食糧と十一項(二)につきましては、今までの基本方針に基づいて国別約束表におきましても対応していくということでも臨みたいと思っておりますので、十一項(二)についても決まっていらないということではございません。ただ、まだいろいろ詳細な計算とか、それからいろいろなことがございますので、それはこれからの作業だということを先ほど申し上げたわけでございます。

それから関税の問題でございますが、これも非常に膨大な関税品目の中でございますので、その中で私どもは幾つかのタイプ分けにして、引き下げするもの、引き下げしないもの、その引き下げにおきましても、一般的な引き下げというもの、それから若干引き下げ率を少なくするものというような分類をしたいと思っております。もちろん、私どもは三六%ということ、これは国境措置の引き下げでございますが、それと輸出補助金との関係でのアンバランスを主張しておりますので、その点も考慮した扱いにしたいと思っております。今先生がお触れになった品目については最終的にどうするか決めておりませんけれども、非常に我が国にとって重要な品目だというふうに考えておりますので、そうした立場で考えたいと思っております。

それから、AMSにのせる品目についてでございますが、これにつきましては、やはり我々の主張と若干異なる場合がございますが、国内支持につきましては、我々の主張もおおむね取り入れ

られているところもございますので、なるべくそれに沿った形で出したいと思っております。しかしながら原則としては、前回、一昨年少ししたオファーを踏襲したいと思っております。しかしながら、大豆についてはやはりこれは取り上げざるを得ないのでないかというようなことで、今検討をしております。

○鉢呂委員 それでは、平成四年度の転作緩和の問題に移らせていただきます。

この問題は、昨日からきょうにかけて五人の方が質問をしております。野党各党質問をしております。私はそのことも踏まえまして質問をさせていただきます。

転作緩和の問題につきましては、六十一年の十二月三日に農水省で水田農業確立対策の大綱をお決りになっております。この中身を見ますと、従来から考え方を変えまして、米の計画生産ですとか転作の面積確定に当たっては、国が生産者団体や地方公共団体等の意見を聞き決定する、こういう項目をつけた次第でございます。転作面積のこの四年度の緩和につきましては、十二月二日に農水省の事務次官名で、「平成四年度の転作面積と限度数量の配分について」という文書を各知事あてに出しておりますけれども、この文書を出すに当たりまして、農水省は生産者団体あるいは地方公共団体の方の意見をどのように聞いたのか、そしてこの意見を聴取するに当たって、どのような反映をしたのか、その点をまずお聞きしたいと思います。

○上野政府委員 十三万ヘクタールの転作等面積の緩和を決める過程におきましては、生産者団体ということでございます。全国農業協同組合中央会の関係とは私も行って話をしましたし、それぞれのレベルにおきまして随分公式、非公式に会議を重ねております。それから北海道関係の農協の方々ともあるいは道農連の方々ともいろいろな機会、折に触れて意見交換をしまいたったというふうに記憶をいたしております。

それから、最終的にあの数字を決めます際には、

あの要綱に書いてございます推進会議という、この水田農業確立対策の実施につきまして一番の相談相手ということになりましたか、そういうところでの議を経て最終的には固めておまして、この推進会議には関係する諸団体の代表者の方々、先ほど御質問にございました都道府県の関係の代表の方も入っておられるわけでございまして、もちろん都道府県の方とも事務的にはいろいろ調整をいたして、そういう数字を固めてまいたたいうことでございます。

○鉢呂委員 それらの御意見聴取をして、どのような御意見があったのか、また、その意見を聴取して、今回の配分等に当たってどのような反映をしたのか。

○上野政府委員 やはり今思い起こしまして一番印象に残っておりますのは、十三万ヘクタールというその面積自身何と小さくないのかというものが第一でございますけれども、一たん決めたものについては、これを単年度ではなくて継続してやってほしいというふうなお話があったということを一歩強く記憶をいたしております。

○鉢呂委員 私も聞くとところによりまして、十一月二十八日には全中の中央本部常任委員会でも、五年度以降の転作等目標面積についても継続性を確保してほしいという申し入れをした。あるいはまた十二月二日、これはもちろん決定したときでありますけれども、先ほど局長が言いましたように推進協議会ですけれども、協議会にお諮りしたときにも再度全中は、「官農現場においては、四年度限りの措置であれば生産農家の理解を得ることは困難という実情にあり、五年度以降の転作等目標面積について継続性を確保していただきたい」という御要望を強くしたというふうにお聞きをしておりますけれども、この二つの会議、そのような御意見があったというふうに理解をしております。

○上野政府委員 日時はちょっと定かに覚えていないのでございますが、そういう御意向が非常にございまして、私どもとしてはできるだけそういう

う御意向を配慮しながら、ポスト後期対策を検討する際には考えてまいりたいというふうにお答えをしたように記憶をいたしております。

○鉢呂委員 そこで、きのうからの局長の御答弁によりまして、まだ配分の状況についてはそのさなかであって、確たるものなしということでございます。反復すれば、きのうの後半では、三月いっぱいそれとも四月にずれ込まなければこの取りまとめ確認はできないものというふうな御答弁がありました。その中でまた、種子確保ですとか、あるいはまた復田をできる地帯とかそれから復田が困難な地帯というふうなものがあるということの御説明があったわけでありまして、私も、一年限りであるということに一番の問題点があるのだ、そのように認識をしております。すし、先ほどの二つの会合でもそのことの御要望が、御意見があったというふうに理解をしております。

〔石村委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、十二月に農畜園芸局で示された「転作等目標面積の軽減措置をめぐる事情」という冊子がございます。それによれば平成四年度の転作軽減の考え方というところがありまして、昨日来お話しになっておりますように、九五%という作況指数で三十万トンから四十万トンの在庫になつてしまふということ、六十五万トン相当、十三万ヘクタールの転作面積の軽減を図るということが述べられておまして、その際、来年、五年の十月末の在庫は百万から百万トンになるということを表として示されております。

そこで私は、単年度の需給計画というのは非常に不親切であり、また非常に泥縄的であり、緊急、応急的だという表現もありますけれども、非常に、国が責任を持って米の需給をしているという観点からいけば、もちろんきのうのお話ありますけれども、ことしの作況でありまして、かあるいは必要の動向、消費動向というものも勘案しなければなりませんけれども、ずっと今日まで四十六年以降転作はあったわけでありまして、三年の程

度の幅を持ってやってきたわけでありまして。もちろん、今回は水田農業確立対策の後期対策の三年目でありまして、その後期の対策の一環でありますけれども、ただ一番問題になるのは、かつてないほどの減反緩和、転作緩和であります。従来は三万ヘクタール内外でありましたけれども、今回は十三万ヘクタールという大きな転作面積の緩和ということでありまして、私は、需給に当たっても単年度を示すのではなくて、もっと中期のものを示した中で転作の面積の方向を示すべきであるというふうな考え方を持っております。

そこで、若干御質問いたしますけれども、今の十三万ヘクタールを軽減した中で推移をしたときに、平成六年の十月末あるいは平成七年米穀年度の在庫はどのような形になるのか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○京谷政府委員 ただいま先生からのお話ございましたように、平成四年産米についての水田農業確立対策の規模設定に当たりまして、十三万ヘクタールの転作緩和をしたわけですが、この措置による直接的な需給見通しとしては、平成五米穀年度末の、つまり平成五年十月末の持ち越し在庫水準を百万トン程度にするという考え方のもとに設計をしておるわけでございます。

お尋ねの平成六年、七年のレベルをどう考えるかということにつきましては、実は私も先ほど申し上げました百万トン程度の持ち越し在庫というのは、御承知のとおり昭和六十二年頃から本年度、平成四年度の六年間にわたって展開をいたします水田農業確立対策、この期間のいわば転作のあり方を設計する際の前提として置きました、持ち越し在庫水準百万トン程度という目標を持っておりまして、このレベルを平成四年産米までの期間において実現をしよう、こう考えておるわけでございます。

それで、実はこの平成五年度末の在庫水準を百万トン程度という考え方をとったわけでございますが、平成六、七年の米穀年度の在庫水準をどうするかというところは、これも私どもの課題になる

わけでございますが、平成五年度以降進めるいわゆるポスト後期対策をどのように考えていくかというところにかかわると思っております。基本的には、主食としての米の需給安定を図っていくために適正な持ち越し在庫水準を確保するという考え方で設定をしてみたいと考えておりますが、今回の十三万ヘクタールの転作緩和によって、平成六米穀年度あるいは七米穀年度の在庫に直接的な効果を持つ措置ではないわけでございまして、平成五年なり六年の転作なりあるいは水稲の作付をどう設計していくか、そのことによって平成六あるいは平成七米穀年度の在庫水準は決まってくるであろう。これは今後のポスト後期対策を考える際の適正持ち越し在庫水準をどう考えるか、こういう課題になってくるものというふうに考えております。

○鉢呂委員 まさに今長官がおっしゃられましたように、今回は応急的な措置である。大臣、来年といいますが、六、七米穀年度の在庫については、需給等については考えなければならぬけれども、あくまでも転作を、面積を含めてどういった方向にしていこうかというところはポスト後期の中で考えた中でやっていく、長官が言われておられるそういうことであります。ということは、今回の平成四年度の転作の当て方は、局長は最小限のものは配分したということを盛んにきくから言っておりますけれども、私は最小限という中身がよく理解できませんけれども、最小限というよりもむしろ非常に応急的な措置であって、いわゆる一年限りの措置である。したがって、局長は先ほど農業団体の中で継続性の確保に努力をするといったような表現を答弁したというふうに言っておりますけれども、これはそのことが非常に農家は不安である。これはだれが考えたって、今回十三万ヘクタール軽減して、そのまま推移をすれば三年、四年後には三百万トンから四百万トン在庫にな

っていくことは、これは農家だっただけでわかるわけであります。したがって、現状のこの十三万ヘクタールの軽減が全く見込みのない、計画性

のない転作緩和である、そのことを示しておるといふように思いますが、大臣のこの点についての御見解をお願いしたいと思います。

○田名部国務大臣 まず御理解いただきたいことは、特殊な気象条件によって大変に作況指数が低下した、私の青森県でも相当不稼損害、非常に寒い年でありまして、そういうことで、言ってみれば突発的なことであつて、通常在庫をどの程度、需給をどの程度にするかというのは平均的に考えて試算をしている。それがそのとおりいかいかぬかというのは天候もありますから、そういうことではこれは突発的な状態で、在庫も非常に低下する、まあ何といつても国内産米は自給するんだということを言っているわけでありまして、適正な在庫数量というものを緊急に確保するんだということである。農家の皆さんにお願いをしておる。まあお願いはしておりますけれども、どの程度になるかというのは今調査を進めておる。そこで、野菜団地をびしょとつくったとか、なるだけそういうところをなくして、可能なものは一体どの程度あるのかということでも今進めておるわけでありまして、どの程度になるかはもう少し時間をちょうだいしたいわけでありまして、いづれにしても、も管農計画に余り変動を与えないようにしたいという気持ちには実は持っているわけであります。

また、この十三万ヘクタールについてもできる限り安定的な転作管農の確保にも十分配慮をしないかなきゃならぬ。今後の米の円滑な需給操作に資するために、何回も申し上げますけれども、緊急、応急的な措置として最小限にとどめたものである。これでいいかどうかというのはこの四年産米の作柄、本年秋の時点における在庫、需要の動向、そういうものをよくにらみながら、皆さんとやっぱり相談していかなくちゃならぬことであつて、いづれにしても十分慎重に意見を体して進めていきたい、こう思っております。

○鉢呂委員 大臣、突発的なことである、これはことしの秋、また作柄どうなるかわからない。そのことはどの年であつてもそうなのであります。

す。しかし、転作の面積を配分設定するときには必ず三年あるいは六年という設定をしながら面積を確定して、それでやっていく、もちろんこの過不足は当該年だけ見るわけでありまして、けれども、今回十三万ヘクタールと大きな軽減をしたわけでありまして、その大きな転作緩和をしたことに当たって、これから三年間を見通してどういった転作面積を設定するかというふうなことがなければ、まさに農家は猫の目鷹だと思感がある。募ってくるわけでありまして、米の需給計画を立てるというところは、これはもう食糧庁としては必ずやっているわけでありまして、これは先ほど言いましたように、六、七年度に向かつての需給計画というのを立てる計画はないんですか。

○京谷政府委員 私ども制度上、需給に関する基本計画をつくることになっておりますが、これは実質的に前年度の需給事情、米穀年度単位で申し上げますと前年度の需給実績、それから当年度の需給見込み、それから当年度の生産見込みを前提にした翌米穀年度の見通しというものをセットにしたものでございます。シミュレーションとしてより長期的なものを内部作業としてやっていないわけではございませんけれども、これはやはり作付のあり方について、現実の運営は水田農業確立対策の設計に沿って確定をしていくわけでございまして、あくまでも内部作業にとどめておるといふ状況でございます。

○鉢呂委員 私は先ほど言いましたけれども、今回は大幅な転作緩和であるというところにかんがみて、やっぱりことしを初年度として三年程度どのようにこの転作を持っていくのかということと、きちんとして打ち出すべきである。今長官は内部資料としても出るといふことはおっしゃったわけでありまして、それを受けて三年程度を中期的なものとして、これは水田農業確立対策の前期であつても後期であつてもそのことは設定しているわけですから、ちょうど中間、期央期央どのくらいの需給がある、需要供給を見込んで、そこからはじき出して転作面積を出してきておるわけですから、そ

のことをやっぱり早急にすべきである。大臣先ほど、今調査をしてどのようになるのかな。先ほど言いましたように、最小限と言いがら百十万吨を確保するために今回十三万ヘクタールを軽減した。だけれども私は、三年間を見通したときにはもっと、例えばもう少し在庫を百万トンから百五十万トンくらいに変えるということも頭に入れたらもう政府の在庫がなくなって非常に不安定になるような状況でありますから、そういうことも見越した三年程度にわたる転作の目標面積というもの設定すべきではないかというふうに思いますが、けれども、どのようにお考えになりますか。

○田名部国務大臣 今後の検討課題として極力変動のないようにしたい、そうであろう、こう思いますので、十分今後検討させていただきますと思います。

○鉢呂委員 大臣から今極力変動のないようにしたいということを受けて、今回の例えば十三万ヘクタールの軽減措置が次年度以降にも継続性が確保されるということをお願いしたいというふうに思います。

ただ、局長がきのうも答弁されておりますように、日本は北から南まで長いんですけれども、この転作緩和の把握というものが四月にずれ込むというふうなことは、幾ら県間調整をやらうと思ってもこれはできない相談です。これは種苗を含めて、種もみを含めて、この資材の確保もあるわけでありまして、早急に、これは農家段階にいかなくてもある程度のものはつかめるわけでありまして、新聞によれば十萬と十一萬ということも農水省の数字ということで出ていますから、もつとその辺の調査を適宜早急に行うことが必要である、この辺についての考え方を聞かせください。

○上野政府委員 地域間の配分などはできるだけ早目によつていかなければならないというのは委員の御指摘のとおりでございます。それぞれの地域で農家への配分というものの作業が一段落を

しまして、こなせるのかこなせないのかというようになことがわかってまいりましたら、順次県内の調整にはもう入っていただく。何も全国の数字がまとまらなければできないものではないだろうというふうにも考えるわけでございます。県内の調整が済めば済んだところから順に希望に応じて県間の調整も入っていただきたい、そういうふうな前広にどんどんやっていただきたいというふうに思っております。

ただ、十三万ヘクタールの面積のどれくらいが全国ベースとして達成可能なかというまとめの数字として聞かれますと、先ほど来委員が引用しておられる私の発言になるということでございますので、達成に向けての努力というのは着実に、できるだけ早急にやってみようというふうに考えております。

○鉢呂委員 さらに、一年限りということに対して農家は軽減をできないという観点が非常に強いのですけれども、きのうからもお話がありますように、さまざまな加算措置等についても枠組みを堅持するということが農水省側からも文書で出ておりまして、例えば団地化加算あるいは地域営農加算、あるいはまた今回設定した緊急促進事業、この事業についても、転作の受け手に三千なり五千円助成するというような非常にありがたい感じできていると思います。ですから、もっと柔軟な対応ということを目指さなければ十三万ヘクタール達成はなかなか難しい。きのうもある同僚委員がお話しておりましたけれども、農水省は非常に机上計算的で冷たい、本場に十三万ヘクタールを達成するのであれば対応の仕方がもっと柔軟であつてもよいのではないかと。何も再来年まで継続するということではありませんから、ことし一年限りのことということでみんな頑張っておるわけでありまして、もつとその辺を血の通った、農家段階を見、農水省から厳しい指導を受けていますから、これは農家はどこでも苦勞しております。強制配分ということも聞いておりますし、あるいは各自治体でさまざまな転作緩和を促進するための助成

措置も講じておるようでありまして、農水省の枠組みが非常に細かい。やはりきのうから六人の方も質問しておるわけでありまして、その趣旨がそういうことに通じておるわけでありまして、柔軟な対応を具体的に示してほしい、その考えをお聞かせ願いたいと思います。

○上野政府委員 この十三万ヘクタールというのは、米については国内産で自給をするということとを基本とするという大方針を何としても破りたくないというために、安定的な最小限の在庫の回復を図るということから出たわけでございます。私どもとすればその達成に全力を挙げたいと思っておりますし、その関係で皆様方の大いなる努力を、御協力をいただかなければならないというふうに考えているわけでございます。

いろいろ予算的な制約もある中で、今御指摘のございました対策も予定しておるわけでございますけれども、ただ、若干御理解をいただきたいと思ひますのは、稲作から他作物への転作を推進するというのが水田農業確立対策の本旨であるということからいいますと、この加算の関係を、例えば稲作農家に振り向ける、稲作農家向けの加算金ということにするという点については非常に難しい問題があるということでございますし、それから条件整備の補助事業につきましても、この手の補助金というのは共同で事業を行う場合に出される、個人的な補助というものは行わないという補助金交付の原則みたいなものがございまして、なかなか大枠としてうまくいかないところがあるということについては御理解をいただきたいと思います。

その運用については、北海道でございますと道庁あるいは農業団体の方々とも十分に意見交換をさせていただいておりますし、これからもしまいるながら、その意のあるところを酌んで、できるだけ現地の稲作復帰が円滑に行われるように最大限の努力をしたい、かように考えております。

○鉢呂委員 水田農業確立対策の大綱によれば、水田全体の農業をどうしていくかということに移

行しておるわけです。したがって、このさまざまな加算措置についても水稲にかかわる分についても認めてきておるわけですから、局長の言われた転作の方向だというのが趣旨だということ、その重点はわかりますけれども、こういう大きな十三万ヘクタールの軽減ということにかんがみれば、もっと柔軟な対応をしていただきたい。さまざまな生産組織もつくって、しかし大幅な今の転作軽減ということで、その生産組織が崩壊するということなことを農家は心配をしておりますので、もつと柔軟な対応、今最大限の努力をしたいということでありまして、今後の具体的な施策にまわしたいと思います。

最後になりましたけれども、酪農、畜産関係でございます。

時間がなくなりましたけれども、酪農、畜産関係については、昨年の牛肉の自由化以来、特に酪農家においては乳価が暴落したということ、今日までその価格が上がつておらない。二年ほど前は一頭当たり十四万から十二万したものが、今四万三千円程度、三分の一以下になっておるという状況を呈しておるわけで、そのことの農家収入に占める割合も大変大きな減収になってきております。これらに対しては農水省は、乳肉複合経営推進事業ということで一頭三千五百円という事業を設けておりますけれども、その程度ではなかなか今日の厳しい状況を回復することができないという現状であります。これらについて、自由化関連でもありますから、畜産局長としてどのような価格対策を講じようとしておるか、その考えを聞かせていただきたいと思ひます。

さらには、酪農家の戸数についても大変大きな減少を示しております。ほぼ十年前の昭和五十五年、十一万五千戸の酪農家がおったのですけれども、平成三年、農水省の統計でも五万九千八百戸と約半減しておる状況でございます。しかも生乳が伸び悩むという状況で、かつてない乳製品への輸入をしてきておるわけでありまして、特に昨年の三月の畜産の答申の「最近における酪農経営

の動態把握に努めること。」という建議を受けまして、農水省として一億五千万ほどかけまして酪農家の実態調査に乗り出したというふうな聞いておりますけれども、この調査報告についても、この三月の酪農対策にこれが生かされるように、その前にこの報告書が私どもにも渡されるように、そういう方向になるのかどうかも含めて御答弁を願いたいというふうに思います。

○赤保谷政府委員 まず最初の個体の価格が非常に低下をしている、酪農家が非常に御苦労されている、その対策というふうなことでございますが、先生からお話がありましたような乳肉複合経営を進めておられるわけです。みんな御存じのことですけれども、ぬれ子を四カ月以上保育育成した場合、肉の価格が低落局面になっても一定の補給金を交付する、あるいは乳産牛の肥育を行ってもらう、肉量をふやす、乳質もグレードを上げる、そういうようなことをしていただくというふうなことで酪農家の所得の確保に努めていただいております。今申し上げましたような事業につきましても、今年度それぞれ奨励金の単価の引き上げを行う、あるいは新しい新規措置も講じて、そういうようなことを通じて酪農家の経営の安定に努力をしているところでございます。

それから離農の問題についてお触れになりました、今、おっしゃるとおり調査をいたしております。で、集計中でございますが、確定的にいつ取りまとめようとしておりますが、確定的にいつごろまでということをおっしゃると申し上げられませんが、とにかくできるだけ早く取りまとめをいたしたいと考えております。

○鉢呂委員 乳産子牛については、昨年の三月の乳価決定時にもこの算定繰り込み価格は八万一千円でした。ところが、昨年の四月から六万円の台、八月から十二月、四万二千円前後というところで、当時の乳価繰り込み算定価格よりも暴落をしておるのであります。三千五百円程度の対策ではどうにもならない。牛肉自由化のソフトランディングを図るということで農水省は言ってきた

わけでありまして、集中的にここに矛盾があらわれておるといふことで、三月のこの酪農畜産対策においては特段の農水省の対策を講じられんことを心からお願ひ申し上げまして、私の質問を終わります。

○高村委員長 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時三十分休憩
午後一時三十分開議

○高村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。志賀一夫君。

○志賀(一)委員 私は、前回もガット・ウルグアイ・ラウンド等の問題について御質問をいたしました。その際、ウルグアイ・ラウンドで取り上げられていた工業その他の問題の規制と農業の規制については、同じようなやり方で規制措置をするのはやはり極めてなじまないのではないかと、この問題は昨日もいろいろ皆さんからもお話を同時にありまして、いろいろな立場で議論がされているように思います。

また同時に、こういう農業に対する規制措置と同時に、いま一歩踏み込んで考えますと、前回も申し上げたのでありますが、二十一世紀における世界人口の増大による食糧問題、環境破壊や土壌浸食による農地の減少、地域温暖化による異常気象等による食糧生産の減少等を考えれば、今世界の場で、一体、二十一世紀における膨大する人口増に対する食糧問題をどうするか。あるいは現在に今も困っている人たちが、世界には飢えて亡くなっている人もたくさんいる。貧困のために食糧を買えない方もいる。公平な分配をどうすべきなのか。こういう問題は、私は少なくともガット・ウルグアイ・ラウンドで輸出国を中心に規制措置を考えているという問題よりは、もう一歩高い次元の大変なグローバルな、しかも人間の命

を大事にするという視点からの大きな問題ではないかというふうに考えますと、私はこの問題を、やはりウルグアイ・ラウンドの中でひとつ問題提起としてやるべきではないかという意見を持っているわけでありまして。

前回の私の質問について、大臣は、いやアメリカの通商代表部の方ともいろいろ話をし、そういった問題を十分世界の中で取り上げるようにお話をされた、そんなふうな御答弁をされているわけでありまして、今これだけガット・ウルグアイ・ラウンドの中で、農業問題の決着がつかないでいる中で、この問題をやはり最大の課題として大きく取り上げて、やはりいろいろ理解して協力していただける国々の皆さんに呼びかけて、そういう関係者でまず集まって、そして将来に対する食糧問題をどうするかという課題をやることの方がはるかに高い次元の問題ではないのか。

私は、このことをぜひこれから交渉の中で、大臣にひとつ取り上げていただいて、大臣の政治力のあるところをお見せいただきたいものだ、そんなふうな考えですが、所信をお聞きをしたいと思っております。

○田名部国務大臣 おっしゃるとおり、ヒルズ代表にこのお話を申し上げました。基本的には、やはり人口はどんどんふえていくわけでありまして、そのふえる人口は開発途上国、言ってみれば食糧の困難な国に人口がふえる。先進国の方が横ばいでありまして、むしろ日本などは低下している方でありまして、むしろ日本などは低下している食糧問題というのは、ですからウルグアイ・ラウンドで議論するのがいいのかどうか、むしろF A Oが専門のところ、こういうものは検討をするのが妥当ではないだろうか、こういう気がするわけでありまして。

いずれにしても、機会があれば、事務当局にもちよつと資料をつくってもらふことにしておりましたが、一体世界の食糧というものは、過剰な部分というのがどの程度で、これが援助にどれだけ回せるか、それで不足の分はどうするかというよう

なことをやれば、あるいは我が国も減反政策をせずにそういうものをやれる、全体の中で計算が成り立つというふうにも考えられます。

いずれそういう世界の会議等に出る機会があるうかと思っております。資料をつくりましてみんなでやはり、困っている国の人たちをどうやって食糧面で援助するかということをおの意見として申し上げてみたい、こう思っております。

○志賀(二)委員 この問題は、本当に今そう申し上げてみたいというお考えをいただきましたから、ぜひ実現してほしい、そんなふうに思います。

その問題はウルグアイ・ラウンドでやるべきなのか別な場がいいのか、それは極めて高い次元の立場で、いろいろ日本を代表して外交交渉をやっておられる大臣のお考えにお任せしますので、新たな視点からのこれからの日本の役割を持つその中で出てくると思っておりますので、ぜひ実現のためにやっていたきたい、そんなふうに思います。

次に、二年ほど前に元E C委員長をやられたマンスホルトさんが我が国にいられて、ある講演の中で、私が今最も心を痛めている問題は、「地球規模での食糧問題の深刻化」であるとして、「とくに日本の場合には食糧需給に関して非常に脆弱な立場にある」とし、我が国の食糧自給率は、一九七〇年の六〇%に対して一九八七年には五〇%にまで落ち込んでいることは、代表的な先進工業国では、このような低い自給率は例外中の例外だというふうな指摘をし、さらにアメリカの自給率はこの期間中一二〇%から一三〇%にふえ、E Cでは九〇%から一〇〇%へと上昇した。

さらにまた、一人当たりの耕地面積は、アメリカが一・八ヘクタール、E Cが一・四ヘクタールであるのに、日本はわずかに〇・四三ヘクタールにすぎない。一億二千万人の人口が必要とする半分の食糧しか生産できないことは、構造的な気象変動を考えた場合、これは特に異常な状態であると警告したのであります。

年々低下する一方の我が国の食糧自給率について、大臣はどのようにお考えになり、今後いかな

の方針でやっていくのか、その辺を明らかにされたいと思います。

○田名部国務大臣 先生お話しのように、この我が国の食糧自給率の低下、これは四八%から、平成二年度は一%下がりまして四七%となったわけでありまして。狭い国土に一億二千万を超える人口を擁しておるわけでありまして、いずれにしても、国民生活の豊かさを背景として、さらにこの食糧の消費というものは多様化が継続すると見込まれておるわけでありまして、特に食糧自給率の維持、向上を図ることは大変な努力が要すると思うのです、ここまで来てもう来ておるわけでありまして。

しかし、この平成二年度に閣議で決定されました「農産物の需要と生産の長期見通し」では、西暦二〇〇〇年を目標準年として供給熱量で五〇%の自給率を見込んでおるわけでありまして。このために、米については国内で自給を基本としているわけでありまして、さらに良質米や加工米の供給など需要に即した生産をしていく。あるいは小麦、大豆につきましては、品質、コスト面の改善を進めることによって生産の拡大をする。大家畜については、飼料基盤の拡充、経営の体質強化を図って、これも生産の拡大を図る。野菜、果実その他の農産物については、何といつてもやはり消費者のニーズの動向に対応しながら、多彩な国土条件を生かした生産の維持、拡大等図ってまいりたい。

あと、問題は、すぐれた担い手の育成と、生産基盤、バイオテクノロジー等の先端技術をいかにこれに駆使をしていくか。考えてみますと、五〇%が目標準でありましてからわずか三%だと、こう思いますが、この三%はなかなか本当に努力をしなければいかぬ。いずれにしても、もう少しきめ細かに、どの部分で何%上げるといふ計画のもとに、この達成のために努力をしていきたい、こう思っております。

○志賀(一)委員 今お話しいただきましたので、計画を立てつつある、こういうふうに見えるわけ

で、おっしゃられたからやっておられるのだらうと思うのですが、しかし、現在のいろいろな作物の品目別で見ましても、年々低下をしている、そういう状態をどう底上げをしていくかという点については、やはりもっと詳細な、具体的な計画を立てないといかぬ、そういうふうにするので

例えば、牛乳、酪農の問題にしましても、牛乳が余ったときにはもう川に投げろ、そしてまた牛を殺せ。足りなくなつてくると今度はいっぱい生産しろといつても、酪農の実態を考えればそんなに急にふやすわけにもいかない。そして足りなくなれば、その分今度は外国から乳製品として輸入をする。そういう繰り返しをやっているところに、若い酪農家も一生懸命やっていますが、おれら働きがいがないなということ、だんだん嫌気を差して、先ほど録音委員からもお話がありましたように、あるいはだんだんやめていく方が多くなっている。

こういう今の現状、酪農一つを考えても、もう少しこの若い人たちが、今いる若い担い手たちが意欲を持ち得るようなそういう具体的な政策というものを農林省みずからつくってくれないことには、やはり幾ら安いお金を貸すよ、たくさん、これでやれよと言っても、担い手はふえてない。現実には、ある資料によりますと、担い手は毎年下がっている、それから、よそからの新たな担い手としての参入の割合も下がっているというのが実態なんです。それから、やはりそれにはそれなりの、そういう実態を踏まえて、具体的な展望のある政策を立てて、ようし、やってみようか。こう意欲を持ち得るような政策をぜひ出さなければいけないのではないのでしょうか。

○田名部国務大臣 おっしゃると思えます。私は、農家の青年の育成、指導というものを、やった経験はありませんが、スポーツでも同じこととがありまして、何のためにこれをやるのか、どの程度やるのか、もう本当に理解させて練習をしますと、選手というのは本当に意欲を持って力を

出してくれるのです。何のためにやっているのかわからぬ、いつまでやらされるのかわからぬ、やれというたらだらだらやりますね。それとやはり農業も同じであらうと思うのです。ですから、言われたことをやるのではなくて、言われたことをやるためには何が必要であるかと考えないといけません。よく見てよく考えろということをお願いいたしますけれども、言われたとおり何となく、何だかわからぬでやっているのでは、意欲というものが出てこないし、結果もわからなければ、やって、ああよかったというのはいない。

これは余談で申しわけないのですが、相撲でも、今の貴花田、若花田、貴ノ浪にパワーアップのトレーニングをしないとい。ただやってもだめなんの、パワーというのはスピードと筋力を掛けたものがパワーになる。それを何回やるとパワーになつてきますということをお教えしまして、それで一生懸命やりました。そういうただやればいいのではなくて、その結果として、例えば上腕がうんと太くなった、胸囲が何センチ広がった、こういうデータを示すことによって選手たちはもっと大きくしようという気になるのです。ですから、やることの結果の評価というものがわかってないといけません。

そういうことを逆に農家に置きかえてみますと、農家もやはりやったらこれだけの生産が上がって、これだけの収入があつたということになると、何となくやらされているのでは成功しないだろう。そのためには、お示しします。自分たちもそれをよく理解して、そしてだんだん自分たちでできるようにやっていく。人に言われて、最初は仕方ありませんが、やはり自分でつくって、自分でやるように、自主的にやろうという気がないと、人にやらされているというのではなかなか効果というのにはあらわれない。そういう意味では、計画は、自分の間は立てて、それをよく理解してもらつて、若い人たちに意欲を持って取り組んでもらうということは大事なことだな、こう思っております。

○志賀(一)委員 今大臣が言われたことについては私もわかるのです。それで、私がずっと前に、ここで質問する前に、二十代、三十代の若い十人ばかりに集まってもらつていろいろ話し合いをしました。私もかつて酪農をやりましたから、いろいろ話し合いをしましたら、もう今の若い人たちはおれらでできることはすべてやっていますよ、もう乳質改善でも何でもいろいろやっていますよ、しかし、今やろうとしている、意欲を持ってやっていますけれども、その努力の成果を少しも乳業会社、農水省も買つてはくれないのではないかと、乳価は実質的に下がる一方だ、これではおれたちが意欲を持って酪農を一生懸命やれと言つたってそんなの無理でしょう。一番望むことは何だ、やはり乳価だ、安定した乳価だ、こう若い人たちはみんな断言しているわけですから、今大臣のおっしゃられたこともわかるわけですが、やはりそれはそういう今の乳価の現状をもう少し冷静に分析して受けとめて、政策、酪農家が期待するような方向での乳価の対応を考えていかないと、もうとんだんやめていくことになるだろうと思ふのです。その辺はやはり政策的な課題です。大臣、それはもうきちんと受けとめてください。

これでまだ議論しますと長くなりますから、次に、私はこの前の質問の際に、えさとして濃厚飼料、粗飼料を含めて二千五百万トン輸入をしておる、こういうことから、やはり飼料自給率を高めるためにはもっと下げるようにすべきではないかというふうな質問をいたしましたわけでありまして。それに対して大臣は、いや七〇%でもう不可能ですよ、それからまた、大豆や油脂原料、そういうものも、菜種というものも相当伸びてはいるけれども、これもまたもう限界で不可能ですよ、結局その自給率を高めるという点では全くだめだ、こういうふうな答弁をいただいたのです。その辺について、やはりこれはそれだけではないかと私は思うのですけれども、工夫の余地はないのですか。○馬場政府委員 私どもが、よく自給率の問題を御議論になりますときに、いわゆる今先生の仰せ

先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、西暦二〇〇〇年に五〇％のカロリー自給率を達成するためには、小麦あるいは大豆等につきましても生産の拡大を図っていく必要がある、あるいは大家畜に関しては、飼料基盤の整備をして、その飼料の生産の拡大を図る必要があるということとは掲げておるわけでありまして、それぞれにつきまして二〇〇〇年にどのぐらいまで拡大ができるかというようなことは、平成二年に閣議決定していただきました見通しの中でも述べているわけでありまして、ただ、それは一生懸命やっても、先ほど申しましたように、現在四七％まで落ちております熱量自給率を五〇％に上げるぐらい、それをもっと飛躍的に上げると言われてもなかなか難しゅうございますよという意味で、前回申し上げたのだと思います。

かつて実は、福島県と茨城県ですか、八溝・阿武隈山系の開発ということで、大変国も県も熱を入れてやられまして、そしてそういう中でたしか、定かではありませんが、国県の補助金で四百億くらい使つて、大変な草地やあるいは牧場をつくつた。しかし、今そのうちどれだけ残っているか。明確に言いませんけれども、かなり少なくなつてきておる。それはやはり今日までとつてきた畜産行政の結果だ、そういうふうには私は思うのです。

ですから、そういう点で今具体的ににお聞きしますが、まずどんな状況にそういった草地や牧場があるのか、あるいはまた荒地地としてはどのくらい面積が国内で今なっているのか、ちよつとお聞きをしたいと思います。

○志賀(一)委員 荒れ地はわかりませんか。

○馬場政府委員 先生の仰せられている荒れ地と

成四年二月二十七日

○志賀(一)委員　私のちよつと最近聞いたところでは、荒れ地は二十万ヘクタールある、そんなふうにいるわけであります。その多寡については今どうこうと申し上げるところではありませんからいいのでありますが、ただ、この前の答弁で、もう山地は七〇％占めていて、食糧の自給率、えさの自給率の向上というものもほとんどできませんよ、そういうような言い方に私は受けとめたものですから、やはり今いっぱいあるんじゃない

○田名部国務大臣　先ほども申し上げたと思いますが、大家畜については飼料基盤の拡充等経営の効率化を図って生産の拡大をしてみたいですと、このことを申し上げました。だめだということではなくて、おのずからこの狭い国土に一億二千万の

これは全部でできればいいわけですが、なかなか地形上からいって難しいということを申し上げ

100

○志賀(二)委員　ここで私は大臣に、自給率を二十一世紀に少なくとも五〇％は上げるといふなら何をどの程度まで上げるかという具体的なプランをひとつ、今すぐということではありませんが、委員会に御提案いただきたいというふうに思います。

○馬場政府委員 先ほど先生のおっしゃられましたのは、本年の二月に私どもの方で「穀物の国際需給動向」という当面の問題をまとめたものをも

とおっしゃられたんだと思います。

そこにおきましては、穀物の国際需給が一九六〇年代は安定していたけれども、一九七二年、三年の世界的な天候不順による同時不作から逼迫基調に転じた。したがって、一九七〇年代は過剰と不足の大きな変動を繰り返して逼迫基調で推移した。ところが、一九八〇年に入ってからには主要生産国で生産を拡大するということがありまして非常に大幅な過剰基調になる。これが一九八〇年代中ごろまで続いたわけでありますが、その後、世界各地で北米地区の干ばつ等による減産その他があつて引き締まってきた。そして、九〇年代に入つて、九〇年度の豊作はあつたけれども、穀物の在庫率は世界全体で九一年度末には一七・七％まで下がると思込まれるということをもとめたものでございます。

そういうことであるから国内で自給率を高めるという必要がある。ついでには平成四年度予算でどういう対応をしたかという今のお尋ねでございますが、今申し上げましたように、これをまとめたのがことしの二月でございますから、予算編成とはやや時点が違つてございます。しかしながら、私も西暦二〇〇〇年に向けて国内の自給率を高めようということで、それぞれの作物について生産の振興あるいは生産性の向上ということを図らなければいかぬということで、それぞれ各局におきまして作目ごとに生産振興のための予算を必要限りにおいて編成をしているところでございます。

○志賀(二)委員 御承知のように、今農村は兼業化がもう極端に進んで新規農業者はもう減少の一途をたどっている。平成三年の総務庁労働力調査でも、農業従業者が前年対比一三％の減少、さらには六十五歳以上の高齢者が三〇％を超えたというふうに表示されています。まさに農村社会が崩壊の危機に瀕していると言つても過言ではない、そんなふうにあります。このような状況の中で、農村社会をそして農業をどうするかはまさに焦眉の急を要する課題ではないでしょうか。

私は、昨年のちょうど十月ごろかと思いますが、福島県内の会津、大沼郡金山町というところを国会調査団ということで、五名ほどで行つてまいりましたが、そこは高齢化率が既に三一・五％、東北一であります。ここではもう既に農地は三分の一に減少しているという状態です。若い者が勤める場所といえば役場、農協、郵便局。したがって、若い者はほとんどみな流出してしまつていて、というのが実態で、ある部落に行きましたら、六十戸ばかりのうちで、若い者がいる家はたった三軒、そういうふうにある老人は言つておられたわけがあります。

こういう状況を考えますと、何が今問われるかといへば、やはり山村、過疎地域では雇用の創出をどうするのか、若い者が都会並みとまではいかなくても、おれはここで生まれたのだからここで生活したいよ、こう言えるような賃金を保障する雇用の場がほしい、これが実態ではないでしょうか。こういうことをこれからの施策として考えるべきだろうと思つておりますが、こういう点についてはどんなお考えをお持ちでしょうか。

○海野政府委員 お答え申し上げます。規模、特に、御指摘のとおり、農業自体がなるべく一人一人の所得を大きくしてということになりますれば、外延的に拡大しない限りはどうしても農業に携わる人の数というのは減つてまいるわけでございます。そういう意味で、その中でその村が本場に維持していくというためには農業以外の就業の場というものがどうしても必要なのでございまして、そういう点から昭和四十年代に農村地域工業等導入促進法をつくつたり、現在の程度に進んでいるかということについては御議論あると思いますが、リゾート法などの試みもございまして、さらに、平成四年度から過疎地域で実施しておりますいわゆる定住事業、これはまさに新産業の創出を中心とした事業に持つていくというふうなことで、なかなかこれは一朝一夕に新しい産業ができるわけではございませんけれども、やはり何とかして雇用の場確保のためにいろいろな手を尽くしてまいりたいと考えております。

○志賀(二)委員 今度の予算書はよく詳しく見ていませんが大臣の所信表明を拝見いたしますと、従来の考え方として具体的にあらわれてまいりましたのは、景観形成、環境保全等に配慮した農山村の整備を行う美しい村づくり、さらには山村、過疎地域等における定住条件の総合的整備を推進するため、新たな山村振興・定住事業を充足せよというふうな書かれてあるわけでありますが、これらについてどのような具体案をお持ちなのか明らかにされたいのであります。

○海野政府委員 昨年、山村振興法が改正になりました。それにあわせて山村振興事業、従来からもやつてまいりましたけれども、新しい新山村振興事業というものを始めることにしておるわけでございます。

その場合、特に山村振興事業の中では、先ほど御指摘ございました耕作放棄地のようなものが相当ある、これがある意味では山村、もちろんそれが本場に生産に向いていかなければいけないわけでございますけれども、荒地地があること自体いろいろな意味で障害になってくるというようなことで、農地、林地の管理を第三セクターその他でやつていくというようなことを含めまして、山村の振興について、特に今まで山村振興事業は施設の整備中心でやつてまいりましたけれども、そういうソフト面を充実していこうということで新山村振興事業をスタートさせる考えでございます。

また、定住事業につきましても、さつき申しましたような新産業の創出を核にしておりますが、全体にソフト重視ということにつきましては、山村振興と同じような格好で新しい定住事業をスタートさせようというふうに考えております。

○志賀(二)委員 今お話がありましたけれども、時間がありませんので、十分議論ができないというふうに思いますが、私は前回の質問でもまたきのうの質問でも、スイスのデカップリング政策についていろいろお話がございました。この前たし

か具体的にスイスの農業政策を紹介して、国民に対する良質な食糧の供給確保とか、対外貿易の困難や危険のときに備えて食糧の安全保障あるいは健全な環境と正常なエコロジーの保持、また農山村には十分な人口と活性的な家族経営が存在する良好な社会構造の維持という四つの柱を建て、現に農家には都市の労働者並みの所得を保障する価格支持政策あるいはまた農業生産の維持と定住の確保を条件とする直接支払いの制度等を政策として今日まで実践してきたがために、自然景観の維持や自然環境の保全、農村社会の保持等が行われてきた、こういうことが言えると思うのであります。

先ほども申し上げたように、我が国の農山村では今まさに農村社会が崩壊しつつある、こう言つてもいいような状態の中では、従来のような政策だけではもう既にどうにもならない、山村地域の過疎化をとどめることはどうにもできない。若い新たな担い手を迎えるなどそんなことも全く考えられないという状況下にあるとすれば、スイスなどの状況を十分参考にしながら、デカップリングのような政策もいろいろ今検討中だという話ではありますが、早急にそういった施策を考えないといつてもならない。山林の公益性あるいは農業、食糧の重要な使命というふうなものを、総論では多くの皆さんが賛成しておつても各論になるとなかなか難しい、こういう状態を乗り越えて具体的な政策を立てないことにはどうにもならぬ状況下に来ているのではないのでしょうか。

大臣、この辺については、あらゆる角度から検討されて、私たちも既に考え方をまとめつつありますが、どうや具体的の方針をこの委員会に提示されて、農村の将来のために十分御議論のできるような場をぜひつくりたい。大臣の若干の所信をお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○田名部国務大臣 デカップリングについては、きのうですか、官房長から御答弁ありましたが、私はそう悲観的にも見ていないのです。

随分あちこち私も歩きますけれども、私の夢みたいな話でも聞いてくれて非常に意を強くしたという青年たちがおるのです。本当に夫婦で、私はこの分やっています、これだけ利益が上がりましたと言っている人たちもおるし、全部が全部だめだというふうには見ておりませんし、そういう人たちを見習ってというか、まあよくわからないでやっている人たちの中にはあるものですか、目の前にいい事業として農業をやっている人たちは、そういうものを勉強していただければ、私は、決して農業は先行き暗いものではない。

ただ、もっとよくしたい、するにはどうすればいいのかということ、景観形成とか環境保全というものも配慮した村づくりをしてはどうかというのを今回提案いたしているわけでありまして、私も、私はオランダの風車を、一昨午行つてまいりましたが、行つて見れば何の変哲もないところにあるのですけれども、観光客が、先生方もおいでになった方もあると思うのですが、要するに、日本で何でもこういうことができるのか。昔風車小屋があつて、そうしたものを残す、昔はこういう農業をやつていたという、村の中に歴史的なものを残すとか、あるいは水路もちよつと工夫して石積みの水路あるいはせせらぎの水路、そういうものをつくつたり、あるいは花壇や、木造での活用した橋をつくるとか、蛍のブロックを入れてやるとか、いろいろなやり方があると思うのです。伝統的な、さつき申し上げたような、今はもう農家でも大分家が変わりまして昔のようなものがない、しかし昔はこういう農業生活をしておつたというふうなものを残してあげて、そこへみんな見学に行くとかいったときには、そういう花壇もあり、広場もあればいろいろなものでやれる、そういう環境をよくして何か活性化ができればどうかとか、いろいろと考えながら予算をつけて、これに向かつて少し、農村地帯というものにみんなが行ける環境、都会の人たちも、国有林もそう考えておるわけでありまして、いすれにしても、そういうことで都会にはない田舎のいい雰囲気という

ものを想定しながらさらに努力をいたしたい、こう思つておりますので、ひとつよろしく願ひします。

○志賀(二)委員 ありがとうございます。

○高村委員長 倉田栄喜君。

○倉田委員 公明党の倉田でございます。

私は、今農業あるいは農村地域社会というものが求められているか、こういう視点から、いわゆる二十一世紀における農業というものはどうあるべきなのか、あるいは二十一世紀の農山村社会はどういう形なのだろうか、これを明確に示すことが一番必要なのではなからうか、このように考へていくわけでございます。いわゆる農業従事者にとつて夢と希望が持てる、あるいは農山村社会に誇りを持って住むことができる、どうしたらそのような地域社会を築いていくことができるか、そのランドデザインというものをやはり明確に示していく必要があるのではないか、このような視点から質問をさせていただきたいと思ひます。

そこで、まず大臣、所信の中にもございませうけれども、「活力ある農山村づくり」、こういうふうな大臣はお述べでございます。そこで、農山村社会を二十一世紀これからのように位置づけようとしておられるのか、所信の中には、新しい食料・農業・農村政策検討本部、本年春を目途に論点を整理していきたい、こうあります。この論点を整理される中で、いわゆる農山村社会、そのランドデザインというものをどのように描こうとされておられるのか。夢と希望というものを大臣もよくおっしゃられると思ひますけれども、どのようにつくり上げていくとされておられるのか。そして、そのランドデザインの中に農村、山村、漁村の役割をどのように位置づけようとしておられるのか。抽象的に所信の中で述べておられますけれども、もう少し明確にお伺いしたいと思ひます。

○田名部国務大臣 新政策については今検討中でありまして、私なりにいろいろなことを頭の中に

描いて、こういうふうにしたらい、漁村はこうあつたらいいというのはありますけれども、しかし、いすれにしても、農山村はそれぞれの置かれた地理的環境によりおのずから差異があるわけでありまして、総じて言えば、食糧の安定供給を初め国土・自然環境の保全、豊かな緑や水辺空間の提供等いろいろあると思ひます。

しかしながら、農山村の多くは、程度の差はあつても、過疎化、高齢化の進行によつて活力が低下してきていることも事実であります。このため、農山村については、地域の特徴を生かした農林水産業の振興を基本として、何といつても集落排水施設、これをやりながらいろいろな計画を立てていきますと、後の方も進んでいかなければ道路、何といつてもこの二つを整備していかなければならぬ。その上に立つて、景観形成等に配慮した美しい村づくり。

先ほども申し上げましたが、例えて申し上げますと、私の地元でも県立公園がありまして、海岸が物すごくきれいなのです。東京からよく合宿などで連れていきますと、こんなすばらしいところは見たことがないと言つてますが、そこに至る道路、夏の海水浴のときにはもうびっしり混雑をする、大変な人なんです。そこで道路の整備を図つて、ところが、駐車場が今度はない。ですから、私は漁村の人たちに、畑を多少持っています、そこを整備して駐車場にして、いささかの料金を取る。あるいは食堂やレストラン、特に市長に申し上げておきますのは、いながらにしてハワイのワイキキの海岸に行ったような雰囲気をつくりませんか。そのかわり鉄筋コンクリートではなくて、木造のレストハウスとか宿泊施設、そこにマッチしたものをつくるべきだ。それから、海だからといって放置するのではなくて、砂浜が何キロにもわたつていますから、その中にプールをつくつてあげたらどうですか。海であつても、子供たちにはプールの方が安全だしという、例えて言えばそういうことがありますから、やはり集落排水の施

設、道路というのは基本的には大事だ。せっかく行きましたも、トイレは従来のようにくみ取り、こういうことでは、都会から行った人たちはどうも余りいい感じでは帰つてこれないというようなことがあろうと思ひます。

これは一つの例を申し上げましたが、国有林なんかでも、ゲートボール場を木造、集積材なんか利用してつくつてあげるとか、キャンピングカーをもつと利用できるよ、水道、ガス、トイレ、そうしたものをやはり完備してあげるとか、いろいろなやり方があると思ひます。先ほど申し上げたようなことでありますが、いま一つは、多様な就業の機会、これは私は、どうも若者が定着しないしなというのですけれども、今申し上げたような施設、販売も必要です。林間学校をつくつて、そこで工作をさせて、実質はちやうだいする。あるいはキャンピングカーの利用、そうすると売店が必要であります。物によつては、私は青森県の体育協会の会長であります、九ホールのゴルフ場を持つておるのです。これが安くて大変な利用率で、ですから、郵政政務次官、通信委員長のときにも提案をしたのでありますが、保養所の周辺にそういう施設をつくつてはどうかというので、今屋根つきのゲートボール場、テニスコート、そういうものを各県にある保養所に設置することにした。そういう活用の仕方をして、もし土地があつたらゴルフ場をつくつてもいい。それはチャンピオンコースじゃなくて九ホールでも十ホールでも十一ホールでも、ショートコースだけでもいいわけでありまして、いすれにしてもそういうものを村の若い者に経営をさせるということにすれば、若い人たちが喜んで農作業をやりながらそういうのもやる。

これは発想の段階です。夢物語として聞いていただきたいのですが、いすれにしても、多様な就業の場というところになれば、そこでとれたものを加工するの農家の人たちがやるということに考へて結びつけてやらないと、漁業は漁師の人たちが、ただとれたものだけではなくてこれを加工

するのまでをやる、農業も同じようなことで、何とかやはり自前の就業の場というものをみんなが努力をしてやるとのこと、そんなことを考えながら、これがどれだけ取り入れられるかわかりませんが、新政策本部の検討を踏まえて、今申し上げたような観点から、二十一世紀にふさわしい、そういう農村、漁村、そんなものをつくってみたいと思つて、今努力をいたしております。

○倉田委員 実は時間があればもっと大臣にその夢物語というのか、それを実現するためにもしっかり話をいたしたいわけですが、さういふことも、実は今大臣がお話しなさったことの中に出てくることが多いと思うのですけれども、従来の農山漁村というのは、いわゆる生産の場、食糧供給の場、そういうふうな位置づけしかなかったのではないのか。これからつくくる地域、そのグランドデザインというもののの中には、今大臣お話しになりましたように、居住の場であり、就業の場であり、あるいは同時に例えば定年退職者の生活の場として位置づけしていく必要があるのではないのか、そういうふうな考え方が必要です。さうだとすれば、そういう観点から考えるならば、今大臣お話しなさいましたように、集落排水設備、道路という話がございました。もっと住宅環境の整備という観点から考えるならば、あるいは病院等の医療施設、コミュニケーションセンター、こういう各種の公共設備の設置等々も必要になってくるのではなからうか、私はこのように考えながら、その二十一世紀の農村、漁村、山村社会を考えてみるわけでございますけれども、その点いかがでございますでしょうか。

○田名部国務大臣 全く同感でありまして、この空気の悪い都会で、きのうもテレビを見ておりましたらそんなことが出ておりました。大変な苦しみようであります。そういう方々がこういう空気のいい地方に来て生活したらどんなにいいだろうなと思つて見ておりますが、いずれにしても価値観の多様化等によって、ゆとりある生活や自然との触れ合いを求める傾向が強まっております。

わけであります。

農村に対しても、生産の場としてだけではなくて、都市住民の生活の場あるいは学習の場、心身のリフレッシュの場という期待があるわけでありまして、これにこたえるために、農村の農業生産基盤の整備はもとよりであります。さつきいろいろ申し上げましたが、農村を快適で住みやすくするための各種の生活環境の施設、あるいは高齢者等を人材として活用するための施設でありますとか、もう既に秋田県とかだとおっしゃいましたが、東京都がお年寄りの何か施設をつくってそちらにお願いするということ、もう一カ所ほどでした。私の県でもそういう希望が今出ておまして、お迎えをしてゆつくり静養していただきたいということもあります。いずれにしても、御指摘の農村を都市からの定年退職後の生活の場として活用していくという点についても、私は賛成であります。

ただ、地方によつては、全部がそういう希望があるかどうかかわかりませんが、将来とお世話をしていくということになると、それなりのまた地方自治体の負担というものが出てくる。ですから、本当にこれはもう国の政策として、何かびしっと自治省やみんな集まって、そういうふうにしよという方向づけをして、そうしたところには交付金やいろいろな面で面倒を見ていく。私の家内のおふくろも亡くなりましたが、農作業が好きでありまして、わざわざ遠くにうちをつくりまして、そうしてハウスをつくって自分が一人でやりまして、できた野菜等を持ってきて私たちによく食べさせて、本当に喜んでやっております。ですから、定年退職になって、そういうことをやりながら本当に健康で明るい生活が農村でできるとすれば、私はこんなすばらしいことはない、先生の今のお話で私も全く同意見であります。

○倉田委員 今のお話、もうちょっと進めたいと思つたのですが、例えば定年退職後は農村、そういうところに住んでいく、そういう観点から考えるならば、先ほどの新しい食料・農業・農村政策検討本部でありますけれども、例えば二十一世紀の

生活のスタイルというものをどのように考えておられるのかどうか、もしお聞きできればと思うのです。

例えば、若いときは都会の中で社宅に住みながら働く、それで休暇は田舎に帰つてリフレッシュしていく、あるいは老後になったらそういう農村、漁村社会に住んでいく、そういうスタイルを国として決めていくならば、まさにこの地域の活性化になっていきます。今言われておる過疎化、廃村という問題も解決をしていくのではなからうか、こういうふうな思つたわけでございますけれども、その点、いわゆる二十一世紀の生活スタイル、どんなふうな描いておられるのか、お聞きしたいと思つた。

○田名部国務大臣 全くそういう形態で進むことが、お互いこの東京に住んでおつてこれで本當に幸せだろうかなど。若い人たちにはいろいろなものがあつていいと思うのでしようけれども、どうも私の親戚なんか東京へ来て、その生活ぶりを見ておきますと、三畳間か四畳半に住んで、何がよくてこんなところへ住んでいくのか、早く田舎へ帰れと言ふのです。まあ、それでも会社へ勤めて社長にでもなるといふ夢でも持つてゐるならいざ知らず、どうも大したこともなさそうなんです。帰つた方がいいのになと思ふことはよくあります。しかし、今おっしゃるやうに、そういうふうないつかの時点ではどういふふうになるかということになれば、非常にいい先生の発想であります。何かそういうものをひとつ将来に夢を持ちながら、若い国会議員の先生方でいろいろ検討をしながら実現をしていったらすばらしいことだな、私もこう思ひます。

○倉田委員 ともかく今、農業、農村の方々にどういふものを見せるか。具体的な形あるものを見せる必要があると思ふのです。そういうことで、ぜひ、夢物語ということだけではなくて、実現の方へ向かつてひとつ具体的な形として示していただければ、こういうふうな思つたわけでございます。例えば都市住民との交流、そういう意味からす

れば、市民農園等というのはもつと具体的に意義づけしていく必要もあると思ひますし、また、都市からの流入者、これの受け皿づくりというののもつと積極的に進めていってほしいのではないのか。また、地域社会というものを単に生産の場としてだけ意識するのではないとすれば、学校教育であり、例えば子供と自然の交流の場として学校農園等みたいな、そういうものをもつと考へていってもいいだろうと思ひますし、いわゆる耕作放棄地等々の問題ありますけれども、公共的農園というのですかね、いわゆる生産的な農業じゃないけれども、先ほど大臣、お母さんのお話なさいましたけれども、定年して本當に生きがいとして農業をやつてみたい、そういう方々の農園公社みたいな、そういう発想もあり得るだろうと思ひます。

ぜひ、農業というものの、あるいは農山漁村社会というものを生産の場としてだけではなくて、大臣の所信の中にもありますけれども、地域の土地、景観、伝統、文化等を含む自然、社会総体を活用して、非農家を含む総合的な施策というものを、そして国民にとつて開かれた緑の空間として意義づけられるやうな政策というものを示していただければ、また、そうした姿の中に、積極的な議論に参加をさせていただきたい、こういうふうな希望しておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

それから、今私は地域の問題を申し上げましたけれども、いわゆる農業というものをどうするか、林業というものをどうするか、漁業というものをどうするか。これも具体的な形としてやはり示していかなければいけない。この危機状況の中に、そのしっかりとした姿をやはり示さなければ、後継者の方々も、いわゆる青年農業者を導入しようとして手厚い政策を施したとしても、未来に希望が持てるかどうか、未来の農業、漁業というものがどういふ姿なのか、これがわからなければやはり失敗するのだらう、こういうふうな思ふのです。そこで大臣に、また抽象的な話になつてしま

ますけれども、農林漁業の未来像というのを本場にどんなふうを描いておられるのか。どのような形で夢と希望というものを与えていこうとされておられるのか。

例えば、きのうの委員会の中でもちよつと話が出ましたけれども、農業の企業化、企業参加の農業、そういうのもひとつぜひ、いろいろ御議論があると思うわけでございますけれども、やはり検討されていくべきであらう。そういう中で、いわゆる農業サラリーマンであるとか、あるいはまた夢物語的にすれば農作業ロボットであるとか、あるいは工場としての食糧生産等々、そういうことをもつと大胆に検討されることによって新しい農業、農村の未来像を示せるのではないのか、こういうふうにもうわけでございませうけれども、いかがでございますでしょうか。

○田名部国務大臣 土地利用型農業を初めとする農業の担い手の高齢化の進行というものは、近年、農業後継者の著しい減少あるいは耕作放棄地の増加等によって、地域によっては今後農業生産を進めていく上で支障が生じることが懸念されておるわけであります。こうした状況を踏まえ、農家の経営意識を喚起しながら、経営管理能力にすぐれた企業の経営のできるような担い手というものをしばしば申し上げておるわけでありますが、何と申しても、これはどんな方法をお示しいたしましても、やる人がもう本気でかかるといふことではないと、これは失敗に終わる。また、これならやってみようというふうなものでないかぬと思ふのです。

今お話しのように、きのう来、企業も参画をさせるかどうか、賛否両論はあると思ふます。あると思ふますが、最初から避けて通るのではなくて、どういう方法ならやれて、本当に農家の皆さんもそれなら参画できるという方法があるのかないのか。なければ、これはもうやめればいいわけでありませうけれども、全然議論の中に入れないといふことではなくて、土地に問題があるとするれば、土地は農家が持っているわけでありませうから、農家

の所有として資本の参加をする、あるいは管理能力、そういうものを提供してもらうという形でいけるのかどうか。その辺のところもあわせてやはりいろいろやってみる必要がある。

そういう人たちは、どの程度の規模、どれだけの資本を投下して何をやるつもりか農家になるかということの方は専門家でありませうから、よくわかると思うのです。それが農家の人と物と金、この三つが一緒にありませんと企業というものはまうきませんから、それがだれかが入ることによって三つが一緒になるということであれば、やる人たちがそれによろしいということならばあえてこれを拒否するものではないだらう、そう思います。あるいは中には自分たちだけで農地法人でやる。その場合も、農産物をつくるあるいは機械で受委託をやつてあげる人あるいはそのできたものを加工する工場である人、これすべて農家の人たちがやつていく、適切な規模ですね、そういうふうにしてやれば、農村というものはもつともつと今流の経営管理のしつかりした農業として意欲が出てくるのではなからうか、こういうふうにも思ふます。

しかし、何といつても農業は従来の家族的農業経営というものが基本であります。基本でありませうけれども、農家の長男だから農業に意欲を持っているかといふと必ずしもないという場合には、やはり意欲のある人をそこへ持つてくる。あるいは地域的な広がりを持統的あるいは安定的な経営が可能なる多様な担い手の育成をいたしてまいりたいといふふうにも考えております。

今鋭意検討いたしておりますので、いづれ先生方の意見も伺つて、いろいろな角度からの検討はしてみたい、こう考えております。

○倉田委員 私は先ほど、その地域をいわゆる生産の場あるいは居住の場、就業の場、同時に緑の空間の場として、このようにお話し申し上げましたけれども、同時に農業に従事する方々も、例えば生産のための営農プロ集団、あるいは生きがいとして農業というものをやられる集団、あるいは

余暇にやられる集団、そういうものをきちつと區別をしていくこともひとつこれからの農業政策といふものにとつて必要なのではないのか、こういうふうにもうわけでございませう。

また、例えば大臣、今担い手の問題をお話しになりましたけれども、担い手の問題として、従来どつちかといふと、また現在もそうかもしれないけれども、いわゆる青年農業者、若手の後継者をどう育てていくか、こういう方向、こういうところと重点があつた。これはとても大切なことだらうと思ふのですけれども、もはやこれだけでは済まなくなつていくのではないのか。同時に、女性であり、定年退職者であり、高齢者であり、先ほど大臣は多様な担い手と、このように言われましてけれども、その多様という意味の中にはこういうもつと枠を広げた担い手の存在というものをきちつと意識づけたい、そしてそれぞれが果たされる役割といふものを示していくべきではないか、このように思ふわけでございませうけれども、この点、大臣の御所見をお伺いできればと思ひます。

○田名部国務大臣 営農プロ集団というか、農業的集団、もうそのとおりだと思ひます。もう多様なものを、いろいろなものを組み合わせるやうなことをいふことが大事なことでありませうから、特に我が国の農業、とりわけ稲作等の土地利用型農業において生産性の向上を図るためには、経営規模の拡大も図るし、その体質を強化する必要がある。適正な規模、何人であるかといふことは大きな要素になつてくるわけであります。

このためには、地域農業の将来展望についての合意形成を図つて地域農業の担い手を明確化していただく。農地の売買、貸借、農作業受委託といったような、先ほど申し上げたような多様な手法によつて農地流動化を推進する。これが、担い手への農地の利用集積を図つていくことがまずこの営農プロ集団として大事なことでありませう。このために、農業構造の改善を積極的に推進しようとする地区に対して、担い手づくりや生産システム

の形成等についての重点的な指導、支援をしてまいりたい。

ですから、本當に意欲を持ってやりたいといふところから積極的なやりやうをいかなければならぬ。また、農用地利用増進法に基づいて経営規模拡大計画の認定を受けた者への農地の集積をしてあげる。あるいは規模縮小農家から農地を買い入れ、または借り入れて規模拡大農家に売り渡したり、また貸し付ける、農地保有合理化促進の事業の推進等を実施して、担い手の明確化と担い手への農地の集積を図つていく。

このほか、平成四年からは、連担的な作業条件の形成を図つて担い手への利用集積を促進するため助成金を交付していこう。中には土地は放したくない、しかし一面に全部きちんときれいになつてなければいかにぬという場合にはその中にその人も入れて、まあいづれ農業をやめるといふときはそういうものを買い取つてもそこだけ崩さない方法なんというものを考えてみたかどうかといふこともあらうと思ふのです。

また、担い手を支援するための措置として、農地を取得して大幅な規模拡大を図る農家に対して助成金の交付をする。農地取得や施設整備等を行う農業者に対する一括の長期低利の融資をする。あるいは、この平成四年からは、新規就農者やまたは規模拡大農業者の機械等の割り増し償却制度を創設するといふことをいたしてゐるわけであります。

また、女性、退職者、高齢者についても、女性が農業の就業人口のうち六割、六十五歳以上の高齢者が四割、こういうことでありますから、重要な役割をもう担つてゐるのである。今後とも農山村において、女性、退職者、高齢者を中心としながら、女性、退職者、高齢者が、それぞれの能力に応じて農業生産、地域社会活動に参画し、役割を分担できるよう、普及活動等を通じて努力をしてまいりたいと思ひます。

○倉田委員 今大臣、御答弁いただきましたけれども、いわゆる高齢者の問題、それから女性対策

の問題ですね。従来、どちらかとすると、いわゆる高齢者、これは早くも若い人にバトンタッチしてもらったらいけないのか、そんなふうな政策誘導があったんではなからうかな、こういうふうに思うわけですね。しかし、高齢者といえども、六十代、七十代、八十代、これはいろいろあるわけですから、まだ六十代、七十代というのは本当にお元気で働ける方々が非常に多いわけです。だから、今大臣、お話しになりましたけれども、そういう六十代、七十代の方々がやりがいを持って農業を続けられる条件整備、あるいは場合によっては、高齢者向けの技術の開発、そして同時に、さつき申し上げましたけれども、定年退職した方が農業にこれからつく、学校の先生をしていた人たちが農業をやりたい、あるいは都会で一生懸命働いていた人たちが田舎に帰って農業をやりたい、こういう方々も受け入れられるような、例えば農業技術講座、研修会、それからいわゆる高齢者対策の事業、それから高齢者生産のための活動基金を創設する、そういうところをもっと積極的に意義づけたい、そういう人ではないのか、またそうしなければこれから農村地域の担い手の問題として非常に穴があいてしまうのではないのか、こう思うわけですが、いかがでございましょうか。

○田名部国務大臣 今お話し申し上げたように、大変な御婦人と高齢者の人が農業に責任を持っている。若い後継者、後継者と言っておりますが、これは全部がそうなのかわかりませんが、私の親戚を見ておきますと、お年寄りの人たちはどうも頭がたくて、息子の言うことを聞かぬのです。当時ですから、小学校を卒業してもう農業をやった人ばかり、たまたま上げという感じがあまりして、ところが、柔軟性がないものですから、若い連中がこうだあ、こう言っても、そんなのはだめ、こう言って一蹴して、頑固で頑張っておるものですか、そういう意味では、やはり若い人たちは今はやりの経営感覚を持っているけれども、そのギャップが埋まらないというところに問題がある

りまして、私は、こういうことで高齢者の人たちの決して粗末にするわけではありませんが、やはりその切りかえをして、若い者と一緒になってやろうという気さあれば、先生おっしゃるよう十分に対応していける、そう思っておりますから、貴重な御意見として伺っております。新政策の検討の中でまたいろいろとやってみようと思っております。

○倉田委員 いわゆる高齢者の方々を、これからの農業をつくるためにはもう邪魔になりますよ、新技術とて無理なんです、どうぞ引退をしてください、そう言うんではなくて、やはりこの方々も本当に重要な戦力、戦力という言い方はおかしいかもしれませんが、重要な担い手として頑張っていたらどうか、こういう発想で考えていくならば十分やっていたらどうかはたぶんあるんだ、こういうふうな思われたい、こういうふうな、ぜひ真剣に御検討をお願いしたい、こういうふうに思われたい、こう思います。

それから、いわゆる農村婦人、女性対策の問題、後継者危機の問題の中で、花嫁さんのなり手が少ない、これが非常に大きな問題である。なぜ花嫁さんのなり手が少ないのかという、やはり農村婦人の姿を見ていて、大変だな、ああいうところに嫁に行きたくないな、こういうところもやはり一つの原因があるのだと思うのです。そうだとすれば、いわゆる農村婦人、女性、この姿をいかに魅力的に、私もああいう姿であれば行きたい、こうつくり上げられるかということが、ひいては後継者対策にもつながっていくんだらう、こう思うわけですね。

そういう意味からすれば、先ほどの高齢者と同じ時に農村婦人、女性というの、先ほど大臣お述べになりましたけれども、農村の六割、三百四十万占めているにもかかわらず、余りにも大切にされてきてなかったのではないのか、こういうふうな思われたい、こう思います。いろいろ女性に不利な慣行は廃止しようとか、あるいは労働報酬というものの明確化していかなければいけないと

か、あるいは女性の年金も確立をしようとかいろいろあるのだと思うのですけれども、もっと具体的に女性というものの、農村婦人というものの視点を当てた政策、施策というものをつくり上げていくべきではないのか。例えば、海外への視察の研修ももっと農村の婦人というものを対象にしていくべきではないのか、そういうふうな思われたい、こう思います。

さらには、いわゆる農業委員会とか農漁業協同組合、あるいは森林組合、これらの役員参加の問題。今農協の組合長さんに女性がもらえるかどうか、私よくわかりませんが、多分一人もいらつしやらないのじゃないかな、こう思うのです。そういう点からしても女性を対象にした政策、施策、それから各種の役員、あるいは意思決定における機会参加、これをもっと積極的に図っていくべきではないのか、このように思われたい、こう思いますけれども、この二点についていかがでございましょうか。

○上野政府委員 大臣との間で非常に政治的な高度な議論が行われているときに、やや事務的な答弁で恐縮でございますけれども、委員御指摘のように、農村におきます女性の数、割合というのは大変多いわけでございますし、そういう実態を考えたときに、これらの婦人に十分活躍をしていただくことが、農業のみならず、地域社会のためには大変大事なことだということは、我々としても十分認識をいたしているわけでございます。

私どもの仕事でこの関係を一番重点的にやっておりますのは、生活関係の改良普及員がその仕事を担っているわけでございますけれども、昨年の二月にこの関係の仕事のあり方の基本を定めまして計画を改定をいたしまして、従来のような衣食住の改善というようににとどまらず、女性の活躍を促進していくような普及活動に内容を高めていかなければならぬというふうに考えて、このところやっています。その中で若干ブレイクダウンをしてお話を申し

上げますと四点左右ございまして、女性が農林水産業に大きな役割を持つておるという関係上、技術的なあるいは経営能力の向上を図っていくというのをやはり重点的に考えてまいりたい、そのときにまた労働環境も大いに改善をしていかなければならぬという点が第一点でございます。

それから、女性が働くということになりますと、いろいろと家庭的な意味でのヘルパーみたいなものの存在も要するというわけでございます。地域的な互助活動とでもいいますか、相互補助とでもいいますが、そういうようなこともこれから実現をしてまいらなければならぬ。あるいは、従来の伝統的な固定の婦人の役割というような物の考え方を改めまして、労働の過重にならないようなこともこれから大いに進めてまいらなければならぬ。

それから、委員御指摘のように、農協等の組織におきます婦人の活躍というものもこれから大いに進めてまいらなければならぬということ、努力をいたしております。事例的には、女性が農協の役員になって活躍をしておる、しかもこれは言葉が悪いかもしれませんが、期待した以上に積極的にやっていたらいるという事例もあるというふうな聞いておるところでございます。

○倉田委員 次に、生産緑地法改正と市民農園の問題についてお伺いをさせていただきます。思います。

生産緑地法改正によって、三大都市圏の特定都市の市街化区域に農地を持つ農家は、新しい生産緑地の指定申請で、農地を保全をするのかあるいは宅地化するかの選択を今迫られている状況であるわけでございます。生産緑地法の施行日は平成三年九月十日でありますけれども、この三大都市圏の特定都市は、この日からことしの十二月三十一日までには都市計画を決定しなければならぬというふうな私承知しておりますけれども、このためにいわゆる指定申請期限、既にもう締め切った特定都市もあるそうでございます。また、遅い市で

も三月末日が申請期限の締め切りのようであるというふうにも聞いております。

そこで、これは建設省きょうおいでいただいていると思えますけれども、この指定申請の実態を今どのように把握しておられるのか、お聞きをしたいわけでありまして。その実態をお聞きする中で、農地は農業者にとって必須の生産施設であるわけでありまして、最長五ヶ月で将来にわたる方向決定をしなくてはならないか、このようかな、少し短か過ぎるのではないのか、このようないい思いを持つわけでありまして、指定の申請期限の延長を考へていくべきではないのか、こういうふうには思っています。ご意見を伺います。

○林説明員 生産緑地地区の指定につきましては、農地課税の適正化の実施等を勘案いたしまして、遅くとも平成四年十二月末までに行うこととしておりまして、現在関係地方公共団体で指定に關します農地所有者等の意向把握を含めまして、都市計画の素案の作成を行っているところであります。

先生お尋ねの意向把握の期限の問題でございすけれども、この農地所有者の意向把握につきましては、当初平成三年内を目途に行っていたように公共団体にお願ひ申してきたところでございす。その後、農地所有者等の意向の決定にやや時間を要するということ等に関しまして、地方公共団体の要望もございまして、多くの地方公共団体で意向把握の期限を三月末までというふうには延長してきているところが多々ございす。

体の措置につきましては、一応差し支へはないものというところで現在見守っているところでございす。

○倉田委員 実際、農業者の判断のために与えられた期間というものが、地方自治体、地方公共団体の都市計画決定に要する時間としても余りにもちよつと短か過ぎるのではないのか、こういう視点もあつたので、ぜひこの点柔軟に対応をお願いしたい、こういうふうには思います。

それから、市民農園ですけれども、この市民農園に対する相続税納税猶予制度の適用の問題について、きょう大蔵省にもお見えたいただいておりますので、お聞きをしたいと思ひます。

現在、生産緑地法の指定を受けた地方公共団体の市民農園に貸与している農地が相続税納税猶予制度の適用を受けられてない、これはどんな理由によるものでしょうか。

○窪野説明員 御説明いたします。

御案内のように、先般の土地税制改革の一環といたしまして、三大都市圏の特定市の市街化区域農地等につきましては、農地等についての相続税の納税猶予の特例の適用を原則廃止したところでございす。これに伴う経過措置といたしまして、既に特例の適用を受けている一定の方につきましては、平成四年一月一日から三年以内ということ、特例農地等をまず住宅・都市整備公団等の賃貸住宅の建設のために貸し付ける場合、それから都市公園用地として地方公共団体に貸し付ける場合、そういう場合には、税務署長の承認を条件として、その農業相続人の方一代に限って、転用する特例農地等につきまして引き続き納税猶予の継続を認める措置を講じているところでございす。

この経過措置の考え方でもございす。その納税猶予の特例と申しますのが、農業相続人がみずから額に汗して農業経営を継続する場合に限って認められる特例であります。このことから、その経過措置の対象となる事業も、事業の重要度が高い、さらに事業の緊急性も高いもの、こういうものに限定する必要があると考へた次第でございす。

す。すなわち、何億円という規模の相続税が農業経営の継続をしないので結果として免除になつてしまふ、そういう公平上の観点も考へまして、住宅それから都市公園に限って認めることとしたところでございす。

もう少し具体的に説明をさせていただきます。まずその事業を促進するための法律が設けられていて、さらに、一定の年限を一期とする計画が定められていること。御案内のように、住宅につきましては住宅建設五カ年計画、都市公園につきましては都市公園整備五カ年計画があるところでございす。さらに、緊急性の要素といたしまして、平成二年六月に閣議了解されました公共投資基本計画及び日米構造問題協議最終報告の対象となつている事業ということにさせていただきます。

以上のほかに、今御提案の、地方公共団体に市民農園のために貸し付けている土地、これにつきましてはあくまでも地主としての個人の、比較的短期間が多いようございす。そういう貸し付けでございまして、法律的には地主さんの判断で任意にそういう貸付を廃止できる、あるいはそこで財産として処分ができるというような法律的性格もあるものでございす。したがって、御提案の市民農園につきましては、住宅あるいは公園事業と同様の事情にはないということから経過措置の対象にしないものであります。これを御理解いただきたいと思います。

○倉田委員 先ほど私は、これからの農村地域を考へるために、例えば市民農園の重要性、都市住民と農村地域の交流の問題を取り上げました。そこでこの相続税納税猶予制度の問題に突き当たつたわけでもございすけれども、今お答えの中では、その市民農園の貸付の場合、これは猶予制度の適用を受けられないけれども、生産緑地法の改正に伴ういわゆる都市公園でしかね、都市公園法施行令の公園の方は受けられるようになっていた。こがちよつと違ふんだという御説明だったので、けれども、都市公園と市民農園というのは実際の

には果たしている機能というのはそんなに違ひないんではないのか、こんなふうにも思ふのです。この点、いかがでしょうか。

○窪野説明員 御説明をいたします。

少々繰り返しますが、相続税と申しますものは基本的に財産課税でございまして、本来ならば取得した財産、すべての財産につきまして平等に取り扱うことが課税の公平上必要であると考えております。

しかしながら農家の事業用資産である農地につきましては、特別にこれについてだけ相続税の納税猶予の特例が設けられているところでございす。これは、農地の所有と経営の不可分という農地法上の制約、こういったものを考慮いたしまして、農業の自立経営を目指す方が民法の均分相続制にとられることなく農地を引き継ぐことができるようにというふうな農業基本法の趣旨がございまして、これに対処するために農業政策の観点から設けられた極めて異例の措置なわけでございます。

そして今お尋ねの点は、先般の土地税制改革の議論の際に、三大都市圏の特定市の市街化区域農地等につきましては、このような相続税の納税猶予の特例の適用は原則廃止すべきではないかということ、そういう方針を御決定いただいたところであります。こういう原則廃止を円滑に進めますという一つのあくまでも経過措置、しかも三年間に限って、今申し上げました賃貸住宅あるいは都市公園に限って極めて例外的に引き続き納税猶予の継続を認める。したがって、そういう場合には何億円という相続税が農業経営の継続をしないので結果として免除になつてしまふという、課税上の公平の観点からは極めて重い経過措置ではあると思ひますが、あえて住宅と都市公園に限って認めさせていただいた次第でございす。

その重要性、緊急性の判断の要素は申し上げたとおりで、繰り返しませんが、どこまでそれに対象にすればというお話で、こういう三年間の経過

措置ということで以上の二つのものに区切らせていただいたわけですが、お尋ねでありますのであえて申し上げますと、都市公園の場合には都市計画法上の都市施設として都市計画決定がなされている、それで法律上設置者は原則として廃止できないというような仕組みになっております。一方、市民農園についても法案があることは承知をしておりませんが、そこまでの縛りがかかっていないので、市町村が供与される場合につきましても、あくまでも地主の方が任意の契約として貸し付けていて、いつでもその契約を解除する等して廃止ができる、さらには自由に処分ができる。処分をすればまさに恐らく資産価値とすると相当高額なものになると思うのですが、そういうことがあっても、例えば何億円ともいう相続税がそういう場合に免除されてしまう、こういう仕組みであるということをお説明いたしました次第でございます。

○倉田委員 今課税の公平という視点から御説明をいただいたわけですが、もう一つこれは農水省にお聞きしたいのですが、いわゆる都市公園に貸与している農地には特例を認めておきながら、市民農園の部分については特例を認めていない。これは結局、都市における農業をどうなふうにとらえておられるのか、この視点が一つ大きく影響をされているのではないかな、こういうふうな思われ方ですけれども、農水省としてはこの都市農業の取り組みというのはどのようにお考えでしょうか。

○農林水産委員会 都市の区域内またはその周辺において営まれている農業、都市農業という定義も明確なものではないので、そういう都市の区域内なりその周辺において営まれている農業につきまして、これは先ほど来御議論がありました、都市住民に対する野菜等生鮮農産物の供給あるいは緑やレクリエーションの場の提供、環境保全等々、いろいろな役割を果たしておると考えております。しかしながら、そのような農業に供されていきます農地につきましては、都市の発展なり拡大に伴いまして、宅地等農業外の土地需要と競

合することになるわけでございます、これをどのように調和させていくかという問題があるわけでございます。

このため、原則的に私どもは都市計画法の市街化区域の中と外とを分けるということを昭和四十二年に行いまして、市街化区域内の農業のあり方については、これは原則といたしまして、おおむね十年以内に市街化する土地であるということによっておりまして、その外にあるものについては、今後とも市街化を抑制していくという土地であるというふうに分けておりますが、そういう二つの地域に分けて考えるということをしてきたわけがあります。

しかしながら、今御議論のありました、市街化区域の中におきましても、その土地が生産緑地のようなものに指定されて、そこで継続して農業が営まれるというものについては、農業の政策の上でも評価をしてそれなりに必要な施策を講ずる、こういう考え方で対応しているところでございます。

○倉田委員 そのその時間が参りましたので、最後に大臣に、るる二十一世紀の農業あるいは農山村社会のグランドデザインというものをどう示すかという視点からお答えをいただいたわけでございますけれども、この議論を通す中で、やはり農業基本法なりあるいは農地法なり、これにも取り組んでいかなければいけないのではないかな、こういうふうな思われ方でございます。

大臣としては、農業基本法については、以前の委員会でもちよつと御質問をさせていただいたところでございますけれども、例えば、農地法については農地法改正等々どんな問題認識を持っておられるのかどうか、お伺いをして私の質問を終わりたいと思います。

○海野政府委員 大臣がお答えする前にちよつと先にお話しさせていただきます。

昨日も御審議の中でお答えしましたように、私どもは、担い手を育成するためにどんな方法をとるか、またどのような担い手を育成していくか

ということの検討を先行させておりまして、その結果、必要が出てくれば改正をするということでございます。農地法の改正というのが先にあるということではないという考え方をとっております。

○田名部国務大臣 今局長からお話しになりましたが、担い手の確保というのは、先ほど来申し上げましたように大変大事なことであります。特に農外から新規参入する、農業経営を開始しようとする場合に、みずからが農作業に従事して取得した農地において適切かつ効率的に耕作を行うということがあれば、いろいろと便宜を図っていかなくてはならぬというふうにも考えるわけでありまして、いずれにしても、新しいやり方でありまして、いろいろと検討して支障のないように進めていかなければならぬ、こう考えております。

○倉田委員 農業、農村というものの未来像というものをどう明確に示せるか、これは本当に大切なことだろうと思っております。いつまでも検討検討ということではなくて、きちつとこういうものですかというのをできるだけ早くお示しをいただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○高村委員長 これにて農林水産大臣の所信に対する質疑は終了いたしました。

○高村委員長 次に、内閣提出、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、審議に入ります。本題

順次趣旨の説明を聴取いたします。田名部農林水産大臣。

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案
森林組合併助成法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○田名部国務大臣 松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案の二法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

まず、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。松くい虫被害対策特別措置法は、松くい虫による異常な被害の終息を図るため、昭和五十二年に五年間の限時法として制定されたものであります。

その後、昭和五十七年及び昭和六十二年にその有効期限を五年間ずつ延長し、今日に至っております。

この間、政府といたしましては、鋭意松くい虫の防除に努めてきたところであります。この結果、昭和五十四年度には二百四十三万立方メートルにまで達した被害量は、平成二年度には九十五万立方メートルにまで減少し、全体としては、松くい虫の被害の鎮静化に相当の成果を上げてきたところであります。

しかしながら、被害量が依然として百万立方メートルに近い水準にあるほか、地域によっては一部に激害地が存在し、また保全すべき松林及びその周囲に感染源が残存するなど、遺憾ながら異常な被害が終息する状況には至っておりません。このため、本法が本年三月三十一日に失効するに当たり、被害の実態に即し、被害対策を推進する松林をより重点化しつつより徹底的かつ効果的に対策を実施するため、所要の改正を行うこととして、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、松くい虫被害対策特別措置法を平成九年三月三十一日まで五年間延長することとしております。

第二に、防除を必要性の高い地域において重点的に実施するため、都道府県知事等が積極的に被害対策を推進する松林の範囲を限定するとともに、特別防除、すなわち航空機による薬剤防除を直接実施することのできる松林群の範囲を限定することとしております。

また、その一環として、都道府県知事及び市町村が定める実施計画において、対象松林の区域を明確化することとしております。

第三に、保全すべき松林及びその周囲における松くい虫被害の感染源の除去をより徹底的かつ効果的に行うための措置の拡充であります。

現行の被害木の伐倒等の駆除命令とあわせて、被圧等による枯死木についても伐倒及び薬剤による防除を行う補完伐倒駆除の命令をすることができ、このこととするほか、樹種転換を一層促進するため、都道府県知事が森林組合等に対し必要な助言等を行うことができることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

続きまして、森林組合合併助成法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

近年の森林・林業の状況を見ると、林業の採算性の低下、林業従事者の減少、高齢化の進行、森林整備、林業生産の停滞等ことに厳しいものがあります。

このような状況のもとで、流域を基本的単位として森林整備、林業生産等を総合的に推進するためには、森林所有者の協同組織であり、地域の林業労働力を組織化している森林組合がその中核的役割を担う必要がありますが、組織、経営基盤が脆弱なものが依然として多い状況にあります。

政府といたしましては、このような状況を踏まえ、森林組合の合併を引き続き促進してその体質を強化し、森林所有者の協同組織の健全な発展に資するために所要の改正を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、合併及び事業経営計画の都道府県知事への提出期限を五年間延長して、平成九年三月三十一日までとすることとしております。

第二に、合併及び事業経営計画の計画事項として森林施業の共同化等を内容とする森林施業の合理化に関する計画を追加するとともに、合併後の組合の事業経営に関する計画が地域森林計画及び市町村森林整備計画と調和したものであることを認定要件に追加することとしております。

第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた森林組合の合併について、税法上の特例措置を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ、これら二つの法律案につき、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○高村委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「次に掲げる松林」を「高度公益機能松林」に改め、同項各号を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「樹種転換」とは、松林を保護し、及びその有する機能を確保するために、行う松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林の他の樹種又は松くい虫が運ぶ線虫類により枯死するおそれのない松からなる森林

への転換をいう。

第三条第一項中「昭和六十二年度」を「平成四年度」に改め、同条第二項第二号中「樹木」の下に「又は松くい虫が付着しているおそれがある松の樹木（枯死しているものに限る）」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 樹種転換に係る施業に関する事項、森林組合等による樹種転換の促進に関する事項その他樹種転換に関する基本的な事項

第四条第二項第一号の次に次の一号を加える。
一 高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の区域

第四条の二第二項中「松林群」の下に「の区域及び当該松林又は松林群」を加える。
第五条第一項中「次に掲げる」を「高度公益機能松林又は被害拡大防止松林の面積がその面積の過半を占める」に、「に」に掲げるものを「の規定によるもの」に改め、同項各号を削る。

第六条第一項中「前条第一項各号に掲げる」を「前条第一項に規定する」に、「に」に掲げる命令を「の規定による命令」に改める。

第九条の二第一項中「に掲げる」を「の規定による」に改める。

第九条の四を第九条の七とする。
第九条の三の見出しを「（樹種転換を特に促進すべき松林の公表）」に改め、同条中「第三条第二項第四号に規定する措置」を「樹種転換」に改め、同条を第九条の六とし、第九条の二の次に次の三条を加える。

（補完伐倒駆除命令等）
第九条の三 農林水産大臣は、高度公益機能松林又は被害拡大防止松林につき、第四条の三第一項の規定による命令又は森林病害虫等防除法第三條第一項第一号の規定による命令（松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び薬剤による防除に係るものに限る。）をするに際し、又は命令をした後において、松くい虫が運ぶ線虫類により当該松林に発生している被害の状況からみて、これらの命令のみによつては早期に、か

つ、徹底的に松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認めるときは、その必要の限度において、これらの命令の区域及び期間の範囲内で区域及び期間を定め、当該松林を所有し、又は管理する者に對し、松くい虫が付着しているおそれがある松の樹木（枯死しているものに限る。）の伐倒及び薬剤による防除（以下「補完伐倒駆除」という。）を命ずることができ。

2 森林病害虫等防除法第三條第二項から第八項まで及び第四条の規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、同法第三條第二項中「第八條」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第十條の二」と、同法第三項中「左の」とあるのは「第一号、第三号及び第四号に掲げる」と、「森林病害虫等防除法」とあるのは「松くい虫の駆除」と、同法第四項中「森林、樹木、指定種苗又は伐採木等」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第九條の三第一項に規定する松林」と、「同項」とあるのは「前項」と、同法第七項中「左に」とあるのは「第一号」と、同法第一号イ中「第三項各号」とあるのは「第三項第一号、第三号及び第四号」と、同法第四條第一項中「森林、樹木、指定種苗又は伐採木等」とあるのは「松林」と、同法第二項中「第八條第一項」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第十條の二第一項」と読み替へるものとする。

第九条の四 都道府県知事は、高度公益機能松林又は被害拡大防止松林につき、第四条の四第一項の規定による命令又は森林病害虫等防除法第五條第一項の規定による命令（松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び薬剤による防除に係るものに限る。）をするに際し、又は命令をした後において、松くい虫が運ぶ線虫類により当該松林に発生している被害の状況からみて、これらの命令のみによつては松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認めるときは、その必要の限度

平成四年二月二十七日

を「、第四条の四第一項、第九条の三第一項又は
第九条の四第一項」に改め、同条第二項中「焼却
の下に」「又は薬剤による防除」を加える。
第十一條中「及び第九条の二第一項」を「、第
九條の二第二項」に改め、「緊急伐倒駆除に要す
る費用」の下に「及び第九条の四第一項又は同条
第二項において準用する同法第四条第一項の規定
により都道府県知事が行う補充伐倒駆除に関する

四第一項」に改める。

附則第二項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

併後の組合の事業経営に関する計画が、掲げる計画と調和したものであること。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九）

第五条第一項の地球森林計画

合併後の組合の地区内の森林の全部又は一部が森林法第十条の八第一項の市町村森林整備計画の対象とする森林であるとき

平成四年三月十二日印刷

平成四年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局